

第2次宇多津町総合計画 基本構想（案）

令和6（2024）年1月

香川県 宇多津町

◆ 目 次 ◆

第1部 序論

第1章 第2次総合計画の策定にあたって -----	1
【1】計画策定の趣旨-----	1
【2】計画の構成と期間-----	1
【3】計画の進捗管理と推進体制-----	2
第2章 全国的な時代の潮流 -----	3
【1】ウイズコロナからポストコロナ社会に向けた新しい生活様式の在り方	3
【2】地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生-----	3
【3】多文化共生社会への対応-----	4
【4】線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換-----	4
【5】安全・安心への意識の醸成-----	5
【6】社会全体のDX推進等、デジタル化への対応-----	5
【7】地球環境や気候変動への関心の高まり-----	6
【8】脱炭素社会（カーボンニュートラル）への転換-----	6
【9】SDGsへの対応-----	7
第3章 国・県等の関連計画 -----	9
【1】国の関連計画-----	9
1 第三次国土形成計画の基本的な考え方-----	9
2 デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方-----	10
【2】香川県の関連計画（香川県総合計画）-----	11
第4章 宇多津町の現状 -----	13
【1】宇多津町の概要-----	13
【2】人口・世帯数の推移-----	14
【3】年齢3区分別人口構成比の推移-----	14
【4】地区別人口の推移-----	15
【5】将来推計人口-----	16
【6】世帯構成の状況-----	16
【7】単身世帯の状況-----	17
【8】人口動態-----	17
【9】流入・流出-----	18
【10】産業構造-----	19
【11】類似団体との比較による財政状況-----	21
第5章 本町の将来フレームの検討 -----	25
【1】「推計値」と「実績値」の時系列比較-----	25
【2】今後の対応-----	28

第6章 踏まえるべき住民ニーズ	29
【1】 町民アンケート調査結果からみた住民ニーズ	29
1 調査の概要	29
2 宇多津町に対する愛着度や永住意向	30
3 満足度・重要度の分析からみた取り組むべき施策の優先度	33
4 宇多津町の将来像	40
【2】 宇多津町住民ワークショップからみた住民ニーズ	42
1 宇多津町住民ワークショップの概要	42
第7章 第2次宇多津町総合計画に向けての諸課題	43
【1】 全国的な時代の潮流からみた課題	43
【2】 宇多津町の現状からみた課題	45
【3】 町民アンケートからみた課題	45
【4】 住民ワークショップからみた課題	46
【5】 前総合計画後期基本計画の評価からみた課題	47

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	53
【1】 基本方針の背景	53
【2】 基本理念と将来像	54
第2章 施策の大綱	57
基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり	57
基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり	58
基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり	58
基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり	59
基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり	60
基本目標6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり	61
第3章 重点施策の考え方	63
第4章 施策体系	67

第 1 部 序論

【1】計画策定の趣旨

総合計画は、時代の潮流を念頭に、本町の現状と課題や住民の声を踏まえて、まちづくりの基本理念とそれに基づく将来像、さらには、その実現に向けた施策の方向性等を取りまとめたものであり、町の行政を総合的かつ計画的に行っていくことを定めた最上位の計画として位置付けられるものです。

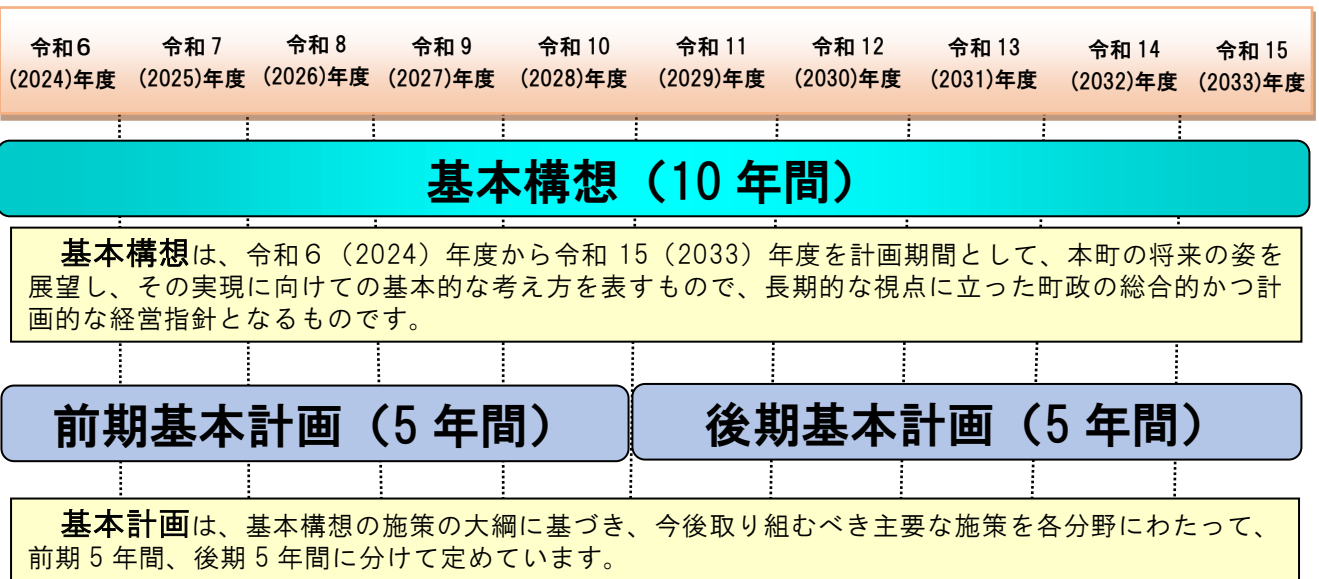
本町では、平成26（2014）年度に、10年間を計画期間とする「宇多津町総合計画」を策定し、「元気創造！ これからも 自立する 宇多津」を将来像として、令和5（2023）年度を目標年度とする「後期基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

この間、町の賑わい創出のために大型商業施設や四国水族館の誘致等、新都市地域の再整備に取り組んできた他、子育て支援や生活支援等、ハード・ソフトの両面でさまざまな施策に取り組んできました。

しかし一方で、住民生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の5類移行^{※1}後への対応、デジタル化の進行、多様化する住民ニーズへの対応等、取り組むべき課題も数多く存在しています。こうした状況のなかで、今後10年間の町の目指すべき姿と、それに向けて推進すべき施策の方向性を示す「第2次宇多津町総合計画」を新たに策定します。

【2】計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。



※1【5類移行】新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」としていたが、令和5(2023)年5月8日から季節性インフルエンザと同じように、個人の自主的な取組をベースとした「5類感染症」になったこと。

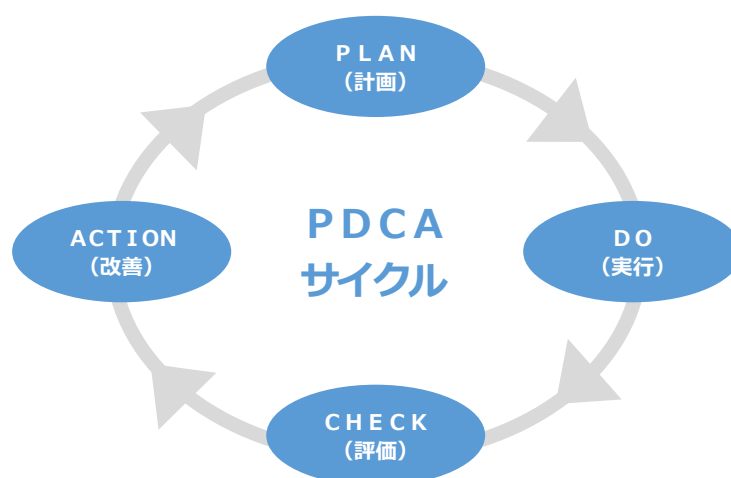
【3】計画の進捗管理と推進体制

1 計画実現のためのPDCAサイクル

PDCAとは、Plan-Do-Check-Actionの略称です。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点を計画実現のためのプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。

本町の施策を推進するにあたっては、PDCAサイクルの考えのもと、前年度の課題とそれに対する改善点、さらに未解決の課題と今後の取組を明確にすることにより、継続的に事務改善を図り目標を達成することとしています。



2 検証及び推進

本計画の推進に向けては、多様な主体や庁内関連部署が方針を共有し、方針に沿って取組が進められているかを点検・検証することが必要です。

定期的な見直しの前や必要に応じて、基本目標や施策の方針に対しての点検・検証を行うとともに、点検・検証結果については町民との協働の視点から公表します。

検証は第2次宇多津町総合計画を検証する第三者委員会等において、関連部局の点検結果を基に、アドバイス・助言を行い、方針や進捗状況の改善案を検討します。

【1】 ウイズコロナからポストコロナ社会に向けた新しい生活様式の在り方

新型コロナウイルス感染症は、不要不急の外出や移動の自粛、各種施設の利用制限やイベントの開催制限等、我が国の日常生活や経済活動に深刻な影響を与えてきました。

このような中「新しい生活様式^{※1}」を踏まえた感染予防対策が実施され、我が国の社会経済活動は新型コロナウイルス感染症と共存しながら、最小限の被害で通常为社会経済活動を続けていけるかを前提とした「ウィズコロナ社会」から、5類への移行を受け、新型コロナウイルス感染症が社会に存在することを前提に新しい生活及び経済活動様式で社会を回していく「ポストコロナ社会」へと舵が切れつつあります。

一方で、このような社会構造の変化を受けて、テレワークやオンライン会議といった働き方改革をはじめ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※2}の推進等、新たな日常に向けた強靱で自律的な地域経済の構築が求められています。

※1【新しい生活様式】身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）やマスクの着用、手洗いといった一人一人の基本的な感染予防策に、三密の回避や換気、体温・健康チェック等を加えた日常生活を営む上での基本的な生活様式、そして新しい働き方のスタイルを含む生活様式のこと。

※2【デジタル・トランスフォーメーション（DX）】進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。

【2】 地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生

人口減少及び少子高齢化社会の中、核家族化や単身世帯の増加、共働き世帯や高齢者世帯の増加等を背景として、社会、経済の担い手が減少し、結果として地域における住民同士のつながりの希薄化や支え合う力の低下が社会的な問題となっています。

さらに、住民を取り巻く生活課題は複雑化、複合化しており、新たな福祉的課題も発生しています。高齢者や子どもへの虐待、ひきこもりや孤独死、生活困窮者の増加等の他、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」や高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」「9060問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、本来は大人がやるべき家事や家族の世話（ケア）を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー問題」等です。

このような社会的背景を踏まえ、我が国では、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等、対象者ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画すること、そして、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、それらを通して、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共ににつくっていく「地域共生社会」の実現を目指しており、地域福祉の推進を持続可能な地域コミュニティの再生が求められています。

【 地域共生社会の実現に向けた支援体制のイメージ 】



【3】多文化共生社会への対応

社会経済のグローバル化が進む中、国内においては、幅広い分野で外国人住民が活躍しています。

このような状況を踏まえ、我が国では、外国人住民の増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、さらには多様性・包摂性のある社会を実現するため、「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」を令和2（2020）年9月に公表するなど、多文化共生社会^{※1}に向けた取組の推進が求められています。

地方自治体においても、外国人の新たな視点や多様性を生かした地域の活性化、災害時の対応やグローバル化への貢献が期待されています。

このため、外国人住民との交流の場を行政や地域が設け、地域への参画を促進することが求められています。

※1 【多文化共生社会】国民及び我が国に住所を有し適法に在留する外国人が、社会の対等な構成員として、国籍及び社会的文化的背景を認め合い、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共に生きていく社会のこと。

【4】線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換

我が国の経済構造は、これまで気候変動問題や天然資源の枯渇問題、大規模な資源採取による生物多様性の破壊等、様々な環境問題にも密接に関係する大量生産・大量消費型の線形経済（リニアエコノミー）を形成してきました。

これからは製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）へ大きく変わる時代を迎えています。

【5】安全・安心への意識の醸成

全国各地で頻発する自然災害は甚大な被害をもたらしており、これからも、集中豪雨、台風、さらには南海トラフ巨大地震等、大規模地震の発生による被害等が想定され、これらへの十分な備えや防災・減災対策への組織体制の整備が求められています。

このような状況下、災害に対して生命や財産は地域や自分たちで守るという住民の安全・安心に対する意識も高まっており、地域防災力の強化、地域コミュニティの在り方が改めて問われています。

一方、スマートフォン等、情報通信機器の機能拡大に伴い、SNS^{※1}等のコミュニケーションツールの急速な普及や利用者の年齢層の拡大を背景に、新しい形態の詐欺事件や子どもや若者が被害者となる事件が多発しています。

地方自治体においては、関係機関とより強い連携のもと、住民の日々の生活における不安感の解消に向けた予防対策の強化を通して、全ての住民が安全に、安心して暮らすことができる生活環境の構築が求められています。

※1【SNS】ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【6】社会全体のDX推進等、デジタル化への対応

我が国では高度情報化が進展する中、オンライン手続きの不具合やオンライン教育に必要な基盤の整備、ノウハウの不足等、デジタル化への課題が浮き彫りとなってきました。

このため、これらの課題に対応するとともに、「ウイズコロナ社会」「ポストコロナ社会」への移行を背景とした「新しい生活様式」の原動力として、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて再構築する、社会全体の「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」の推進が求められています。

近年の科学技術の発達は目覚ましく、先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れるため、国はAI(人工知能)やIoT(モノとインターネットのつながり)、ビッグデータ等を活用した「超スマート社会(Society5.0)^{※2}」を目指すべき未来社会として、社会インフラの構築に注力しています。また、先進的な科学技術の開発や産学官の連携の強化を推進しています。

令和3(2021)年5月には、デジタル社会の形成に向けた基本理念やデジタル庁の設置等を定めた「デジタル改革関連法」が成立しました。

地方自治体においても、デジタル技術やデータを活用して、遠隔診療や介護ロボット、自動走行バス等、住民の利便性の向上や業務の効率化による行政サービスの更なる向上等、住民の多様な幸せにつながるデジタル社会の実現のために推進することが求められています。

※2【Society5.0】AI(人工知能)やロボットの力を借りて、人間がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会で、これまでの現実世界に加えて、仮想空間との融合で豊かな社会を実現すること。

【7】地球環境や気候変動への関心の高まり

近年、異常気象と呼ばれる、これまで経験したことのない集中豪雨や猛暑、大雪等の気候変動が国内各地で発生しています。

この異常気象の影響により農作物への被害や土砂崩れ、洪水等の災害、サプライチェーン^{※1}断絶等、日本の社会経済基盤に大きな被害を与えるとともに、気温上昇による熱中症等、人体への健康被害も深刻な問題となっています。

このような気候変動の原因と考えられている地球温暖化を含め、地球環境問題への関心は年々高まりつつあります。

地方自治体においては、地球温暖化を防ぐ取組を継続しつつ、将来予想される気候変動による被害の回避、軽減を図るために、住民や事業者等、多様な関係者が一丸となって、連携・協働による対策への取組が求められています。

※1【サプライチェーン】製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売までの全体の一連の流れのこと。

【8】脱炭素社会（カーボンニュートラル）への転換

我が国では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への経済構造の大きな変化を受けて、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的に温室効果ガスゼロを達成することを目的とした「カーボンニュートラル」を実現することが求められています。

そのため、令和32（2050）年までの「脱炭素社会」の実現に向けた「地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）」が、令和3（2021）年5月に改正されました。

国内では、地方自治体による令和32（2050）年「ゼロカーボンシティ^{※2}宣言（カーボンニュートラルの決意・コミットメント）」が、全国に急拡大し、今もなお広がり続けています。

今後、脱炭素社会の構築に向けた動きが一段と加速することが予想される中、新たな技術革新や住民の環境意識の高まりなどを背景に、経済と環境の好循環が生み出されることが期待されています。

※2【ゼロカーボンシティ】令和32（2050）年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」と定義している。

【9】SDGsへの対応

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12（2030）年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エスディー ジーズ）が採択されました。

SDGsでは貧困、飢餓、健康・福祉、教育など17の持続可能な開発目標が設定されています。

これを受けて日本は、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、総合計画においては、各自治体の将来像の実現に向けた持続可能なまちづくりの観点から、SDGsの位置づけは不可欠となっています。

■17の持続可能な開発目標（SDGs）■



(1) 貧困をなくそう

(2) 飢餓をゼロに

(3) すべての人に健康と福祉を

(4) 質の高い教育をみんなに

(5) ジェンダー平等を実現しよう

(6) 安全な水とトイレを世界中に

(7) エネルギーをみんなに そしてクリーンに

(8) 働きがいも経済成長も

(9) 産業と技術革新の基盤をつくろう

(10) 人や国の不平等をなくそう

(11) 住み続けられるまちづくりをしよう

(12) つくる責任 つかう責任

(13) 気候変動に具体的な対策を

(14) 海の豊かさを守ろう

(15) 陸の豊かさも守ろう

(16) 平和と公正をすべての人に

(17) パートナーシップで目標を達成しよう

本章では、最近の国及び香川県の、本町の最上位計画である総合計画に相当する関連計画について整理します。

【1】国の関連計画

国の関連計画としては、「第三次国土形成計画」と「デジタル田園都市国家構想総合戦略」について整理します。

※年号表記の統一以外は、国の関連計画の記載内容をそのまま掲載しています。

1 第三次国土形成計画の基本的な考え方

「国土形成計画」は、これまで住宅、都市、道路その他の交通基盤の社会資本の整備の在り方等を長期的に進めてきた「全国総合開発計画」に替わって、国土の質的な向上を目指すビジョンの必要性から、国土形成計画法に基づき、日本国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画として策定された計画です。

「第三次国土形成計画」は令和5（2023）年からの新しい計画です。

計画期間

- 令和32（2050）年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね、令和5（2023）年から令和14（2032）年までの10年間

我が国国土が直面するリスクと構造的な変化

- 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり
- コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化
- 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

目指す国土の姿

- デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり
- 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり
- 世界に誇る多彩な自然と文化を育むグリーンな国土づくり

国土の刷新に向けた重点テーマ

- デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成
【重層的な官民パートナーシップ、関係人口や女性活躍等の地域人材の確保・育成等】
- 持続可能な産業への構造転換
【脱炭素×災害リスク対応型産業への円滑な移行、地域産業の稼ぐ力の向上等】
- グリーン国土の創造
【地域の脱炭素化、自然資本の活用拡大等】
- 人口減少下の国土利用・管理
【地域管理構想の全国展開、国土管理 DX 等】

2 デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」は、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成にあたっての国の総合戦略の基本方針を示したものです。

地方では、この国の総合戦略に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築し、地方版の総合戦略を改訂することが求められています。

計画期間

- 令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年計画

基本方針

- 令和5（2023）年12月に改訂版が閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の4つの取組方針
 - ① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上
 - ② デジタル基盤整備
 - ③ デジタル人材の育成・確保
 - ④ 誰一人取り残されないための取組に基づきデジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進し、構想の実現を図る。

【2】香川県の関連計画（香川県総合計画）

県の関連計画としては、最上位計画である香川県総合計画の令和5年10月改訂版『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』の中で、本町の第2次総合計画に影響を与えることが予想される「新興・再興感染症等の対策の強化」及び「重点施策」のうち、県下市町とともに推進する主要「重点施策」の取組について整理します。

※年号表記の統一以外は、香川県総合計画の記載内容をそのまま掲載しています。

1 計画期間

- 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年計画

2 新興・再興感染症等の対策の強化

○ 医療提供体制や検査体制の整備

- ・ 県民の生命や健康に充内な影響を与えるおそれがある新興・再興感染症が発生・まん延した場合に備えて、感染症に対応できる医療人材を育成するなど医療機関における感染症対応能力を強化するとともに、病床、発熱外来、自宅療養者への医療の確保などに関して平時から関係機関との連携を図る必要があります。
- ・ 環境保健研究センター及び中讃保健所での検査体制を充実させるとともに、保健所、環境保健研究センターにおいて詳細な疫学調査を行える体制を整備する必要があります。

○ 新しい生活様式・働き方、意識の変化等への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたデジタル化の進展やテレワークの普及、地方回帰の意識の高まりなど、人々の生活行動や意識の変化に対応するため、あらゆる業態のデジタルトランスフォーメーションを促進し、デジタル社会に適合した地域を創出するとともに、東京一極集中からの脱却に向け、人材の育成・誘致、雇用の場の創出を図る必要があります。

3 「重点施策」のうち県下市町と連携する主要取組

■ 女性や高齢者、障害者が活躍する社会づくり

- 男女共同参画の推進に向けた地域の実情に合った取組みの積極的な推進
- 地域の実情に応じた総合的な子ども・子育て支援
- 住民の主体的な健康行動の実践に向けての働きかけや、がん検診や特定健診の受診率向上に向けた取組み
- 地域における包括的な相談支援体制づくりの推進
- 自立支援、介護予防の観点から実施する地域ケア会議の積極的な開催
- 地域包括支援センターを中心とした、認知症施策の総合的な推進
- 障害福祉サービスの提供

■ 教育の充実

- これからの時代に求められる資質や能力を育むための取組み
- 人権教育や特別支援教育の推進に向け、すべての県民が多様な人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会を実現するための周知・啓発

■ 「子育て県かがわ」をつくる

- 地域の実情に応じた総合的な子ども・子育て支援
- 結婚について前向きに考えることができる情報提供を行うなど、結婚を希望する男女を応援する機運づくり
- 妊娠・出産への不安を解消するための体制づくり

■ 災害や渇水に強い県土をつくる

- 防災情報システムを活用した被害情報等の円滑な情報共有
- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成や、福祉避難所の収容可能数の拡充などの支援体制の構築
- 感染症対策を踏まえた避難所の運営・環境整備
- 香川県大規模氾濫等減災協議会を通じた連携
- 自主防災組織及び消防団の充実強化、消防団員の処遇改善
- 住宅をはじめとする建築物の耐震化や、老朽危険空き家の除却、家具類の転倒防止対策等に対する補助事業の実施
- 住宅・建築物所有者への戸別訪問や出前講座、個別相談会等の開催、県民向け講座の県との共催による耐震化の促進
- 水の有効利用及び節水の取組み

■ 「四国の玄関口」として確かなインフラ整備を進める

- 高松空港の発展に向けた方向性（ビジョン）の策定
- 四国の新幹線の実現に向けた国等への要望活動
- 集約型都市構造の実現に向けた立地適正化計画の作成や都市計画の検討
- 中心市街地の活性化や魅力ある商店街づくりへの支援
- 老朽危険空き家の除却等に対する補助事業の実施
- 空き家対策についての出前講座、個別相談会等の開催や県民向けセミナーの県との共催
- 地域経済の活性化をめざした企業立地の促進

■ デジタル社会を形成する

- 「かがわDX Lab」における官民共創
- マイナンバーカードの普及・利活用への取組み
- オンライン手続の推進

【1】宇多津町の概要

宇多津町は、瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央にあります。

東は坂出市、西は丸亀市にはさまれた人口 18,699 人（令和 2（2020）年国勢調査）、総面積 8.10 km²の町です。

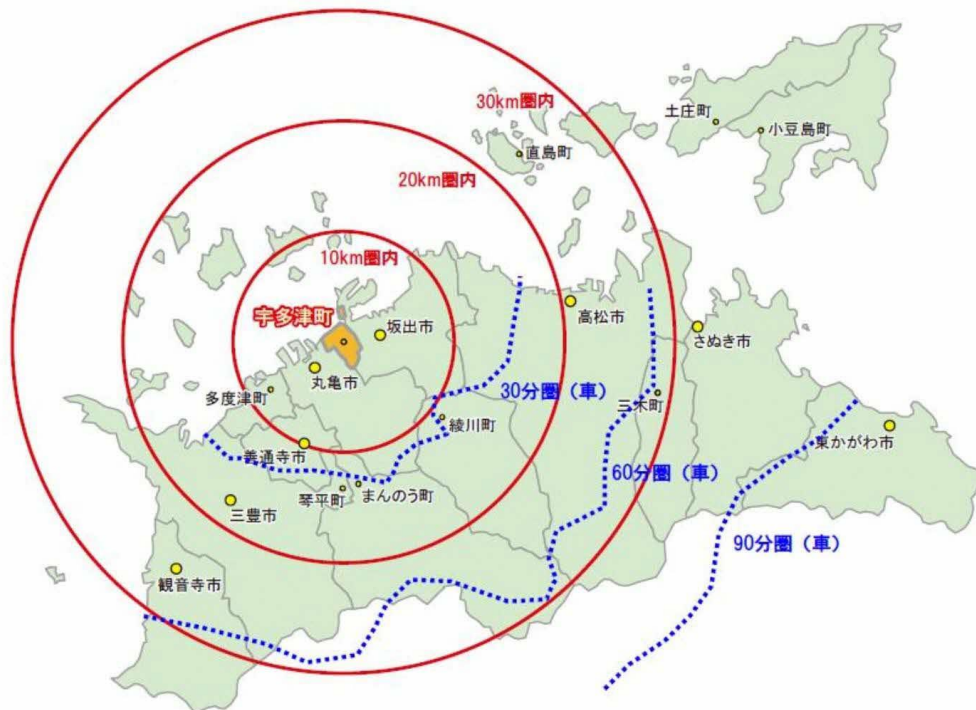
7世紀後半には、海上交通の港（津）、「鵜足津（うたづ）」と呼ばれる自然港ができており、室町時代には足利義満の側近であった細川頼之公の居館が置かれ、四国における武家社会の中心地として栄えました。

また、温暖で雨が少なく、日照時間が長いという瀬戸内式気候を利用して、江戸時代中期から昭和 47 年の塩田廃止まで、全国屈指の塩のまちでした。

こうして古くから政治、経済、文化の拠点として発展を遂げてきた本町は、昭和 63 年の瀬戸大橋開通を機に、土地区画整理事業として広大な塩田跡地が新宇多津都市という新しいまちに生まれ変わりました。一方で、中世以降港町として繁栄したことから、由緒ある神社仏閣や古い日本家屋の「町家」が作られ、今も多く残っています。

今では本州と四国を結ぶ広域交通の要衝となり、高い交通利便性を活かした都市機能の集積や商工業の発展を基盤に、香川中讃地域をリードする四国の玄関口として歩んでいます。

【位置図】

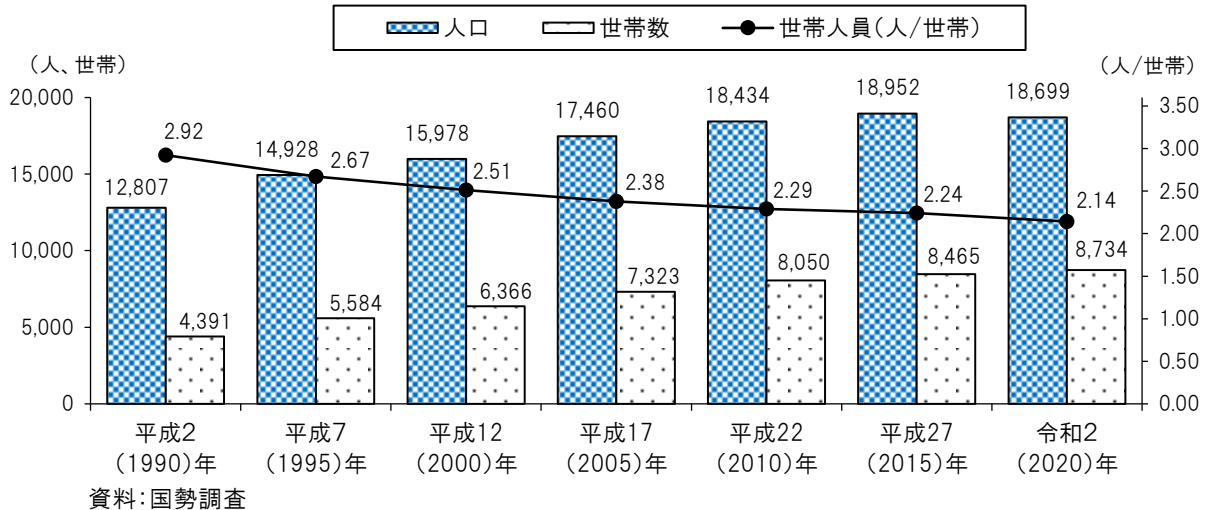


【2】人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成27（2015）年の18,952人まで順調に増加していたものの、令和2（2020）年の国勢調査では一転18,699人と253人の減少となっています。

また、一世帯当たりの世帯人員は、令和2（2020）年で2.14人であり、年々減少しています。

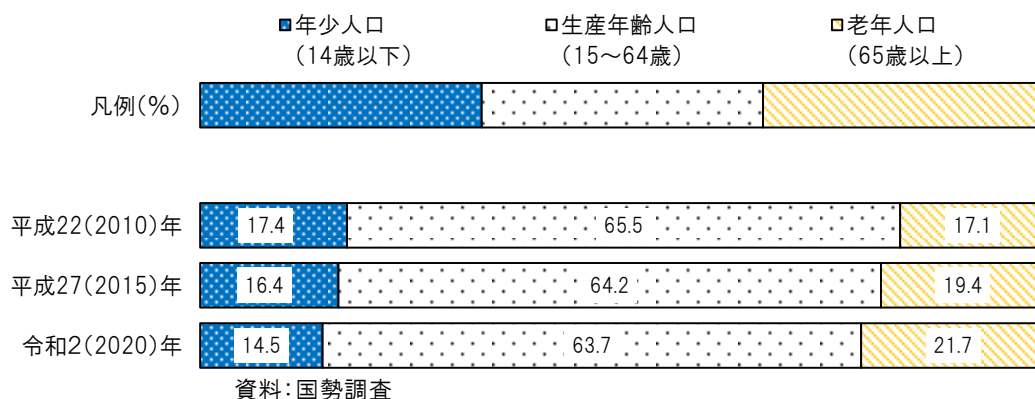
【人口・世帯数の推移】



【3】年齢3区分別人口構成比の推移

本町の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の老年人口の割合は、平成22（2010）年の17.1%から令和2（2020）年は21.7%と増加しています。一方、年少人口及び生産年齢人口の割合はそれぞれ緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢3区分別人口構成比の推移】



【4】地区別人口の推移

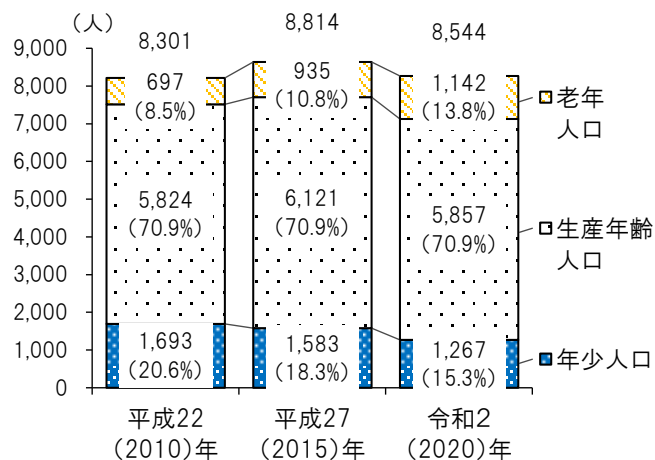
地区別※人口を、浜一番丁～九番丁までの「新宇多津都市」と、既成市街地、既成市街地を含まない宇多津町の「南部地域等」に分けてみると、「新宇多津都市」は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年は減少に転じています。また、「既成市街地」地区は減少傾向にあり、「南部地域等」は緩やかな増加傾向となっています。

地区別人口を年齢3区分（0～14歳までの「年少人口」、15～64歳までの「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」）別の割合で見ると、平成27（2015）年と比べ、全地区で「老年人口」の割合が増加しており、特に「南部地域等」が最も高くなっています。

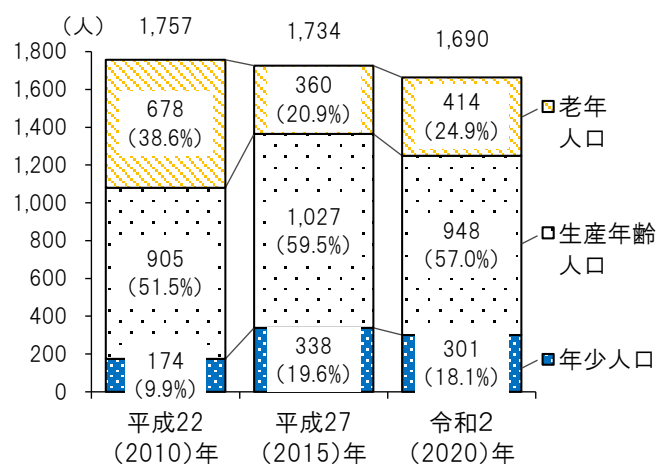
※【地区別について】

- ・「新宇多津都市」とは、海側の塩田跡地を埋立開発し、さぬき浜街道やJR瀬戸大橋線をはじめとした交通体系を有する地域です。
- ・「既成市街地」とは、町のおおむね中部に位置し、古くからの寺社仏閣や町家等、町の歴史と伝統的な町並みを有する地域です。
- ・「南部地域」とは、町の南部に位置し田園環境を有する地域です。

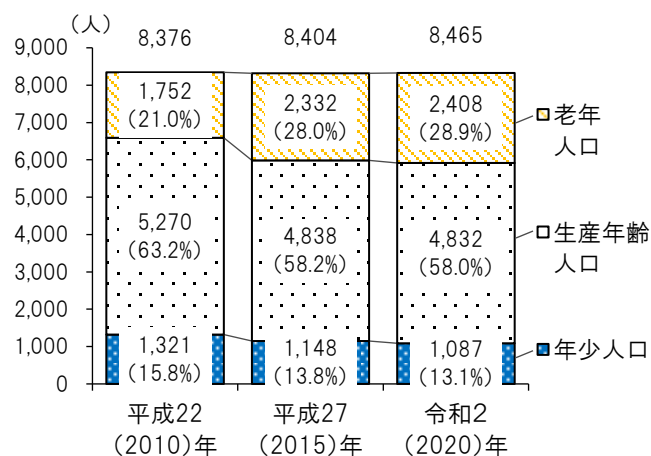
【新宇多津都市】



【既成市街地】



【南部地域等】



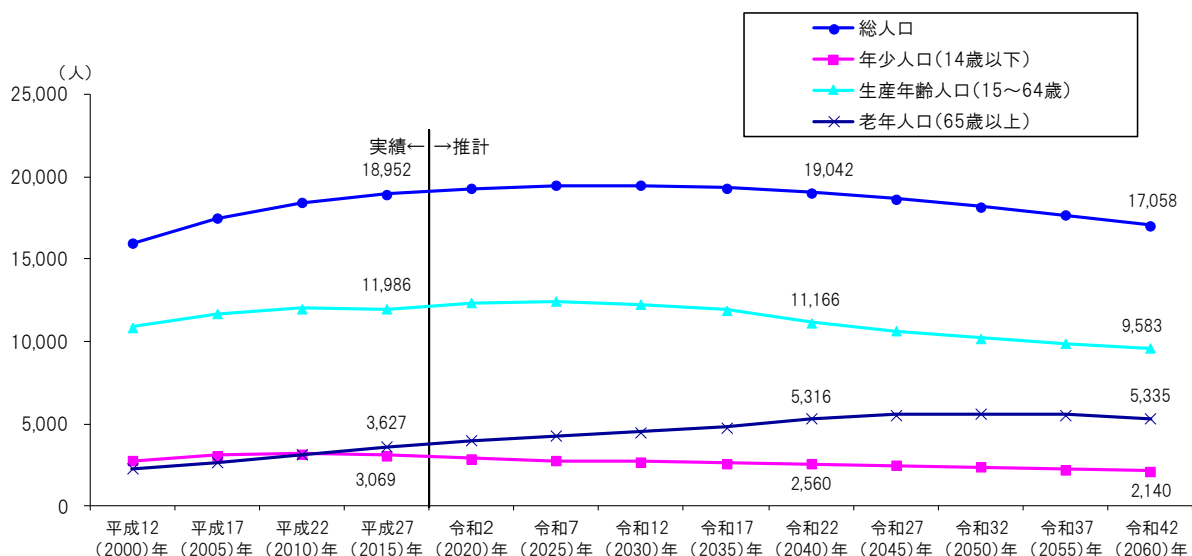
注：総人口の値は、年齢不詳を含む。
資料：国勢調査

【5】将来推計人口

本町の人口は、令和 12（2030）年頃まで緩やかに増加し、以後減少に転じると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、老年人口はおおむね増加すると予測され、生産年齢人口及び年少人口は、緩やかに減少することが予想されます。

【 将来推計人口 】



資料：平成 12(2000)年～平成 27(2015)年は国勢調査

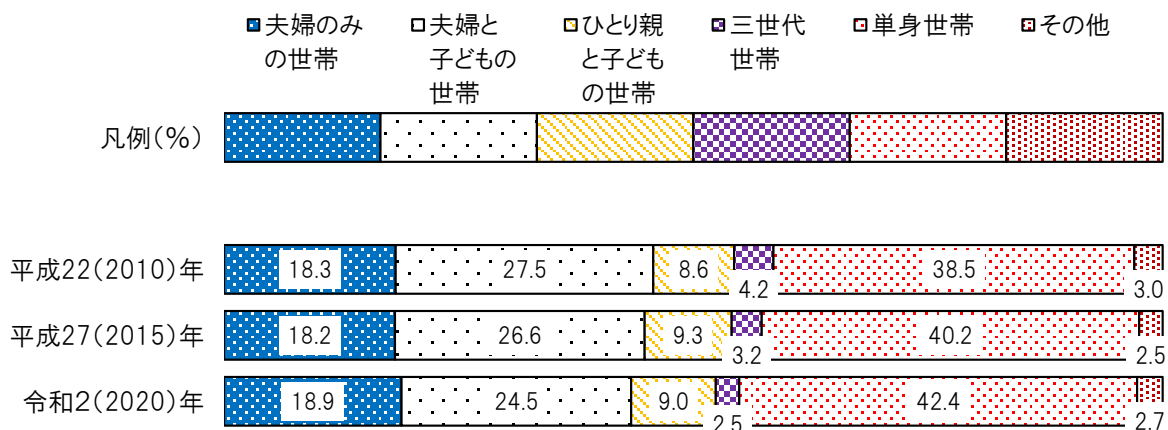
令和2(2020)年以降は国立社会保障人口問題研究所(平成 30(2018)年推計)に準拠

【6】世帯構成の状況

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。

また、世帯人員が多い「三世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】

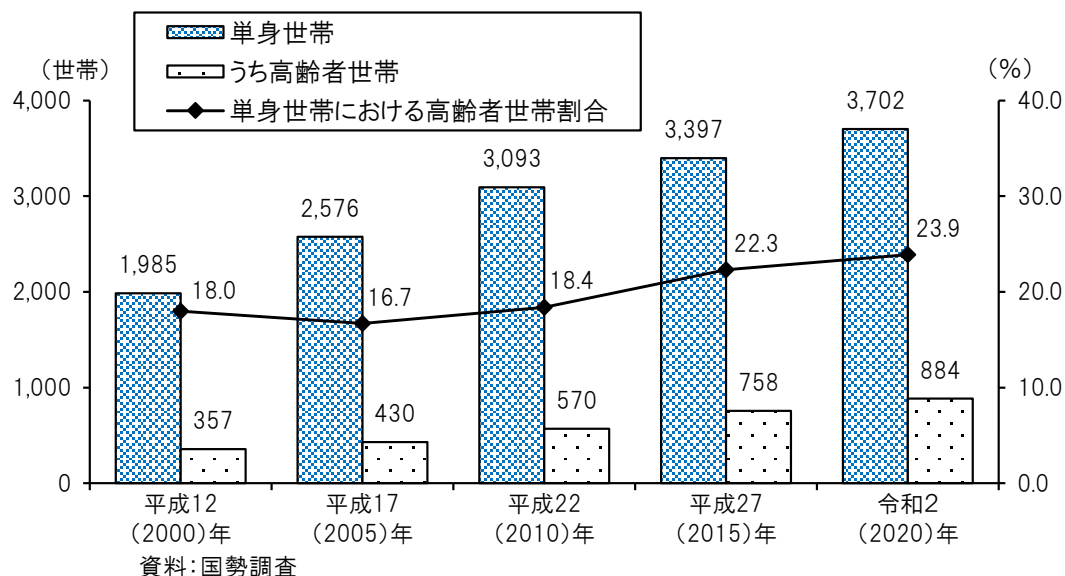


資料：国勢調査

【7】単身世帯の状況

単身世帯及び高齢者単身世帯数は、共に年々増加しており、単身世帯における高齢者単身世帯の割合は、令和2（2020）年では23.9%と、平成17（2005）年以降、増加しています。

【 単身世帯及び高齢者単身世帯数の推移 】



【8】人口動態

ここ3年間、出生数と死亡数の差による「自然動態」は、出生数が死亡数を上回り、プラスで推移しています。また、転入と転出による「社会動態」については、町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

【 人口動態 】

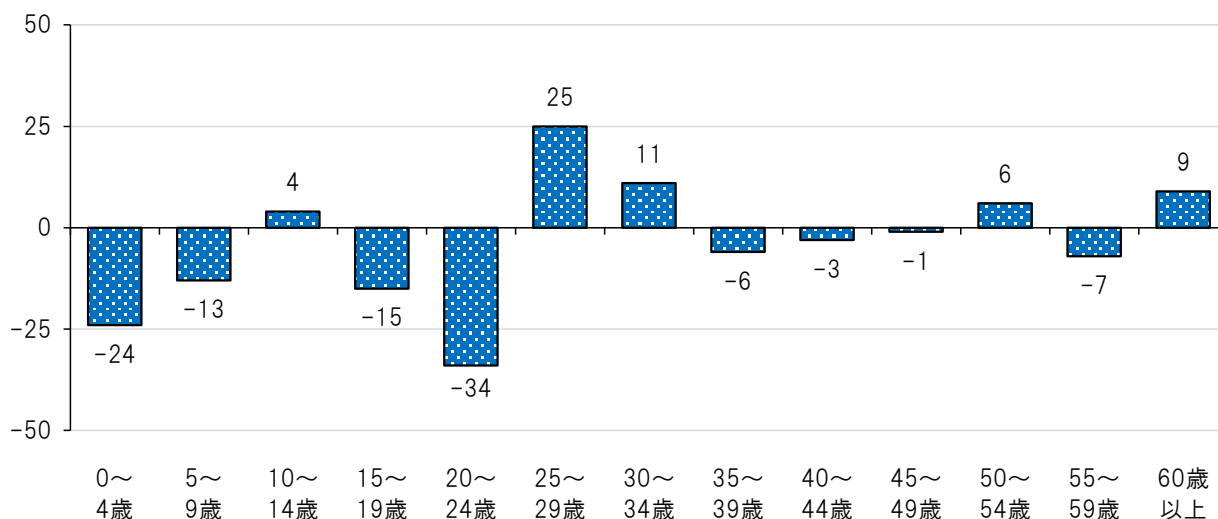
単位(人)	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
令和元(2019)年	195	175	20	1,299	1,203	96	116
令和2(2020)年	172	156	16	1,105	1,155	-50	-34
令和3(2021)年	186	158	28	1,092	1,184	-92	-64

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態」

令和3（2021）年の人口移動状況についてみると、9歳以下や15～24歳の転出が目立っており、転入では25～34歳が多くなっています。全体で48人の転出超となっています。特に、20代前半の転出が顕著で、進学や就職を機に転出していることがうかがえます。

【 転入・転出超過数 】

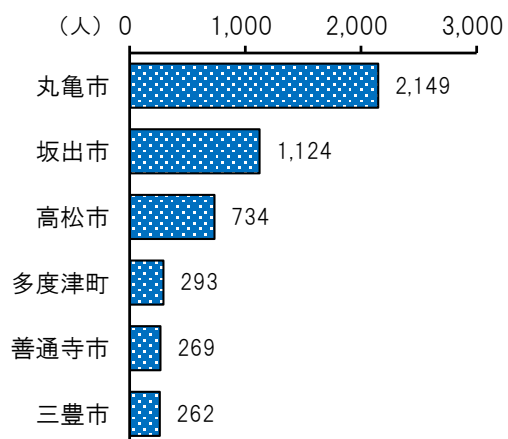


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和3（2021）年）

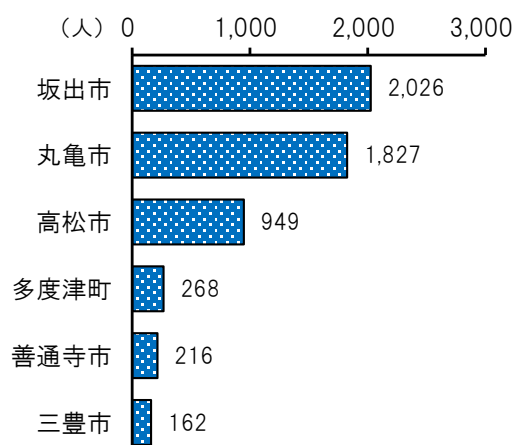
【9】 流入・流出

令和2（2020）年時点での宇多津町に通勤のために他都市から流入する人の主な流入元をみると「丸亀市」からが最も多く、次いで「坂出市」「高松市」となっています。一方、宇多津町からの流出先についても「坂出市」や「丸亀市」が多くなっています。

【 宇多津町への1日当たり通勤流入者 】



【 宇多津町からの1日当たり通勤流出者 】

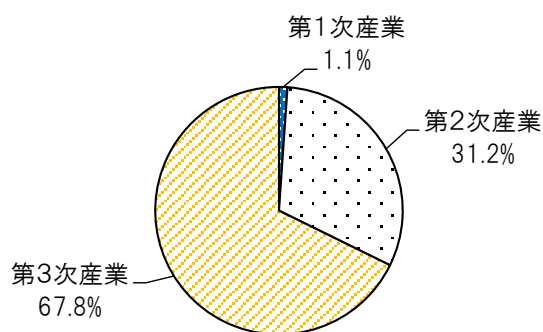


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

【10】 産業構造

令和2(2020)年時点での産業別就業者構成比をみると、第1次産業の割合が1.1%、第2次産業が31.2%、第3次産業が67.8%となっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】

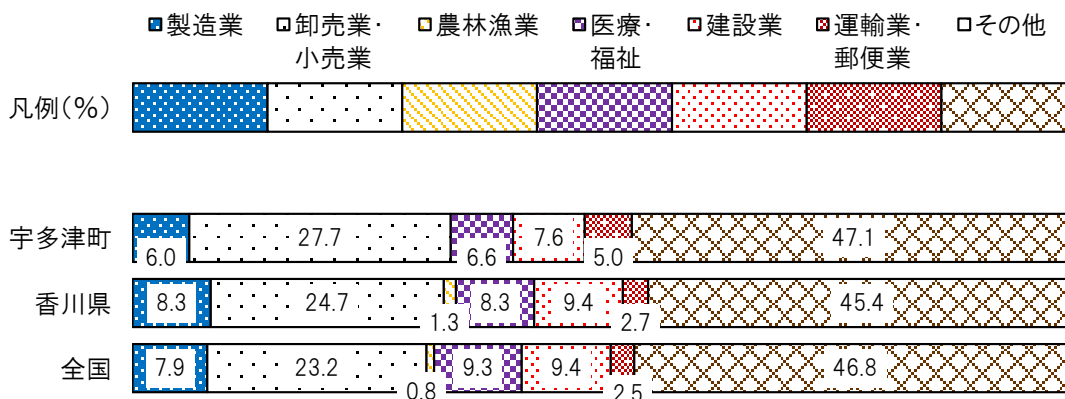


資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

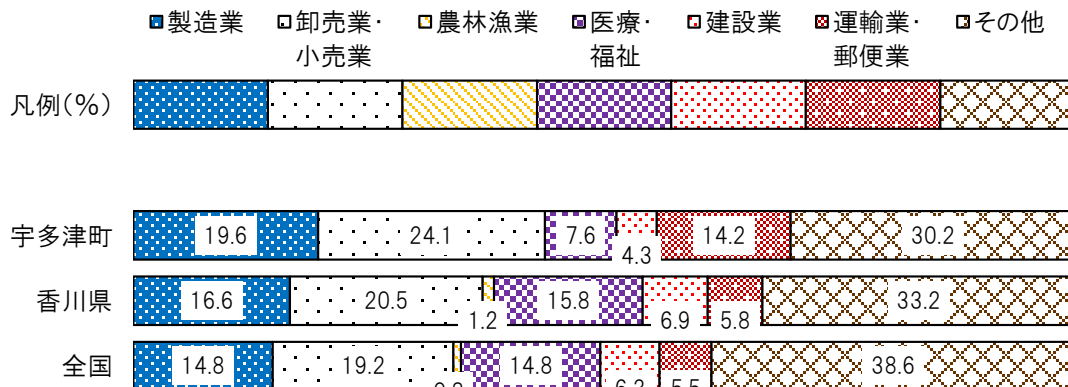
令和3(2021)年時点での本町に所在する事業所の構成比を、産業大分類別にみると「卸売業・小売業」の割合がおよそ4分の1を占め高くなっています。

一方、従業者数は「卸売業・小売業」の割合が最も高く、次いで「製造業」「運輸業・郵便業」が続いています。国、県に比べ「医療・福祉」の割合が低く、「運輸業・郵便業」が高くなっています。

【 事業所数構成比 (国・県比較) 】



【 従業者数構成比 (国・県比較) 】

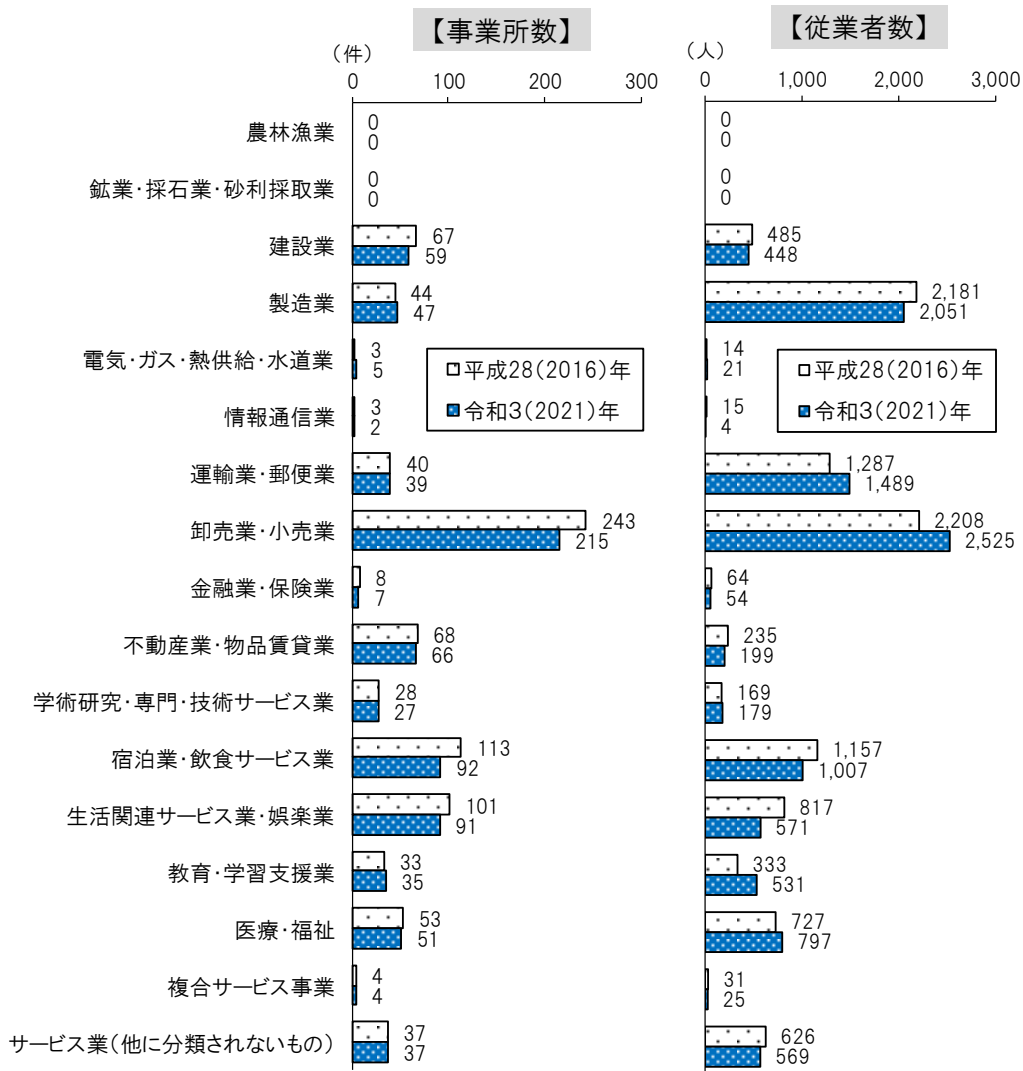


資料: 経済センサス活動調査(令和3(2021)年)

平成 28 (2016) 年と比較すると、事業所数は「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」などが減少しています。

また、従業者数をみると「製造業」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」は減少していますが、「運輸業・郵便業」「卸売業・小売業」などは増加しています。

【 事業所数・従業者数の推移 】



資料：経済センサス活動調査

【11】類似団体との比較による財政状況

1 類似都市の概要

本町の財政状況を総務省の「財政状況類似団体比較」により香川県及び類似団体と比較して、整理します。

なお、本町が含まれる令和3（2021）年度時点の類似団体は町村部類型Ⅳ－2で、該当する自治体は以下のとおりです。

【 令和3（2021）年度時点の町村部類型Ⅳ－2類似団体（該当54町村）一覧 】

都道府県名	町村名	都道府県名	町村名	都道府県名	町村名
北海道	当別町	石川県	能登町	香川県	宇多津町
北海道	倶知安町	福井県	永平寺町	福岡県	遠賀町
北海道	余市町	長野県	軽井沢町	福岡県	鞍手町
北海道	美幌町	長野県	下諏訪町	福岡県	大刀洗町
北海道	遠軽町	岐阜県	北方町	福岡県	広川町
北海道	白老町	静岡県	小山町	福岡県	川崎町
北海道	釧路町	愛知県	豊山町	福岡県	築上町
岩手県	雫石町	三重県	川越町	佐賀県	吉野ヶ里町
宮城県	七ヶ浜町	京都府	大山崎町	佐賀県	基山町
茨城県	大洗町	大阪府	豊能町	佐賀県	有田町
茨城県	利根町	大阪府	忠岡町	長崎県	新上五島町
群馬県	中之条町	大阪府	河南町	熊本県	御船町
群馬県	みなかみ町	兵庫県	佐用町	熊本県	芦北町
埼玉県	滑川町	奈良県	平群町	宮崎県	高鍋町
埼玉県	嵐山町	奈良県	河合町	宮崎県	新富町
東京都	日の出町	奈良県	大淀町	宮崎県	門川町
神奈川県	大井町	和歌山県	上富田町	沖縄県	北中城村
神奈川県	開成町	鳥取県	湯梨浜町	沖縄県	与那原町

※町村部類型Ⅳ－2の定義

人口：15,000人～20,000人未満

就業者比率：第2次・第3次産業合計就業者比率80%以上で、かつ第3次産業就業者比率60%以上

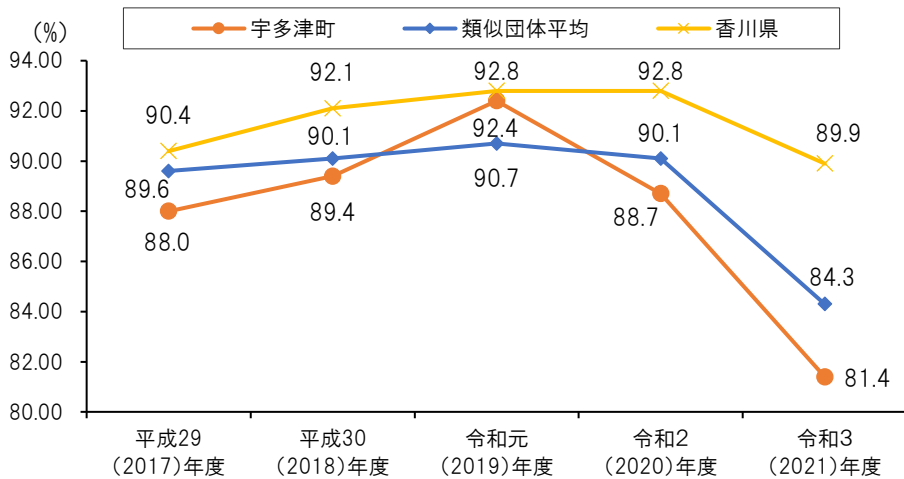
資料：財政状況類似団体比較（総務省）

2 経常収支比率

「経常収支比率」は、経常的な経費に経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標です。比率が高いほど、義務的経費以外に使える財源に余裕が少なく、財政構造の弾力性が低いとされます。

本町は、令和元（2019）年度は90%以上となっていますが、令和2（2020）年度以降は90%を切っており、令和3（2021）年度は81.4と、香川県や類似団体の平均値を大きく下回っており、財政構造の弾力性は回復しています。

【 経常収支比率 】



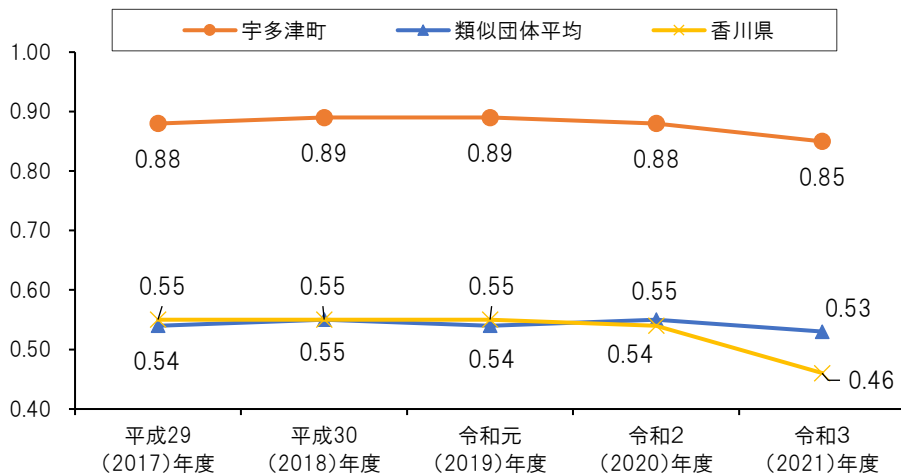
資料：財政状況類似団体比較（総務省）

3 財政力指数

「財政力指数」は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で、地方公共団体の財政力を示す指標です。数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体とされます。

本町は、香川県及び類似団体の平均値を大きく上回り、おおむね横ばいで推移しています。

【 財政力指数 】

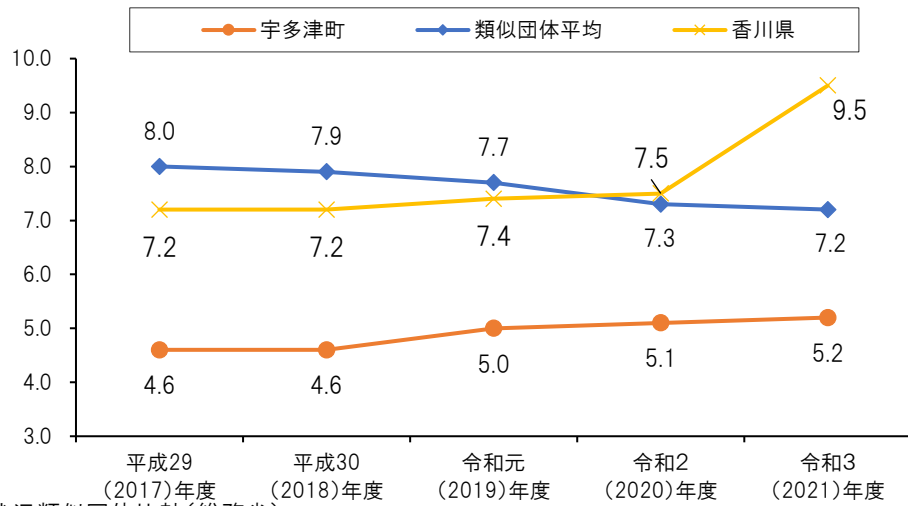


資料：財政状況類似団体比較（総務省）

4 実質公債費比率

「実質公債費比率」は、標準財政規模に占める実質的な公債費の割合を示す指標です。公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができない義務的な経費です。比率が低ければ低いほど良いとされます。本町はやや増加傾向にありますが、香川県及び類似団体の平均値を大きく下回って推移しています。

【 実質公債費比率 】



資料:財政状況類似団体比較(総務省)

令和3（2021）年3月に改訂した「宇多津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」のベースは、国の第2期人口ビジョン作成時に内閣府が作成した「人口ビジョン用市町村推計人口」（以下、「内閣府推計人口」）に準拠しています。

この「内閣府推計人口」は国立社会保障・人口問題研究所が平成27（2015）年国勢調査を基に平成30（2018）年に推計したものに準拠して内閣府が延長推計したものです。

将来フレームの検討にあたっては、上記第2期の「内閣府推計人口」のワークシートに令和2（2020）年国勢調査^{※1}の「実績値」を挿入してシミュレーションを行い、令和42（2060）年までの推移比較を行いました。

このうち「推計値」は、平成22（2010）年国勢調査から平成27（2015）年国勢調査までの5年間の男女別5歳階級別の人口の変化率を基に推計したものです。

※1【令和2(2020)年国勢調査の回答方法】調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等への提出の三つの方法とし、世帯員の不在等の事由により、これらの方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、その近隣の者に質問することにより調査した。

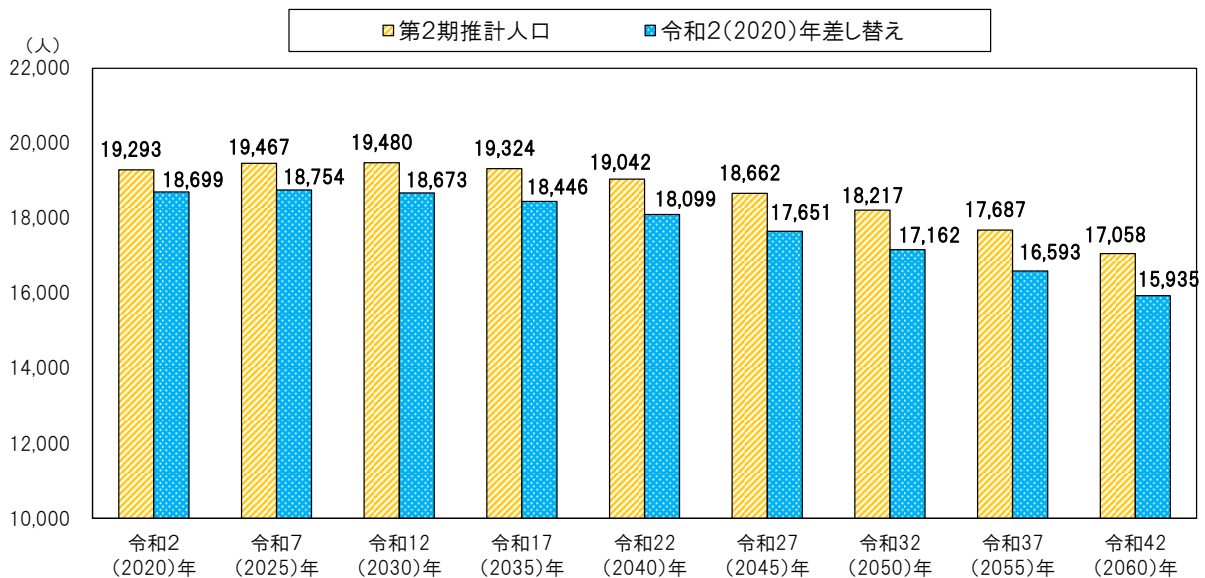
【1】 「推計値」と「実績値」の時系列比較

第2期の「内閣府推計人口」のワークシートに令和2（2020）年国勢調査の「実績値」を挿入してシミュレーションを行ったもの（「令和2年差し替え」と表記。以下同様）と、第2期で推計された令和42（2060）年までの「推計値」（「第2期推計人口」と表記。以下同様）の推移を比較してみました。

令和2（2020）年の町全体の人口は「実績値」18,699人に対し「推計値」は19,293人と、「推計値」に比べ594人減少していましたが、その後も年々減少を続け、令和42（2060）年では、「令和2年差し替え」分15,935人に対し「第2期推計人口」は17,058人と減少数は1,123人となり、「第2期推計人口」との差は2倍近くに広がっています。

【第2期宇多津町人口ビジョンの推計人口と令和2（2020）年国勢調査差し替え分の時系列比較】

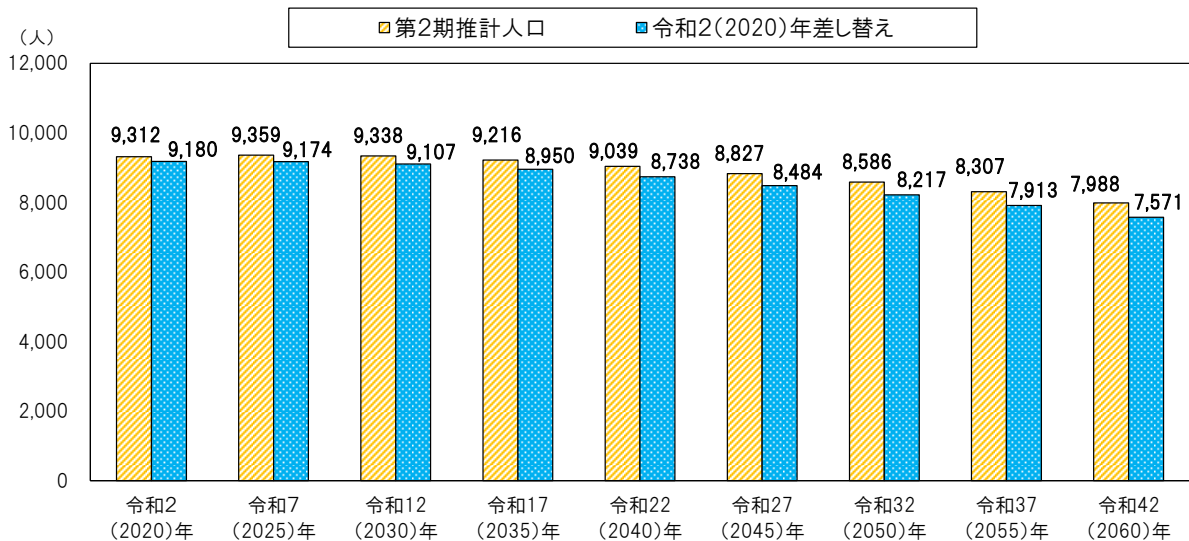
【全体】



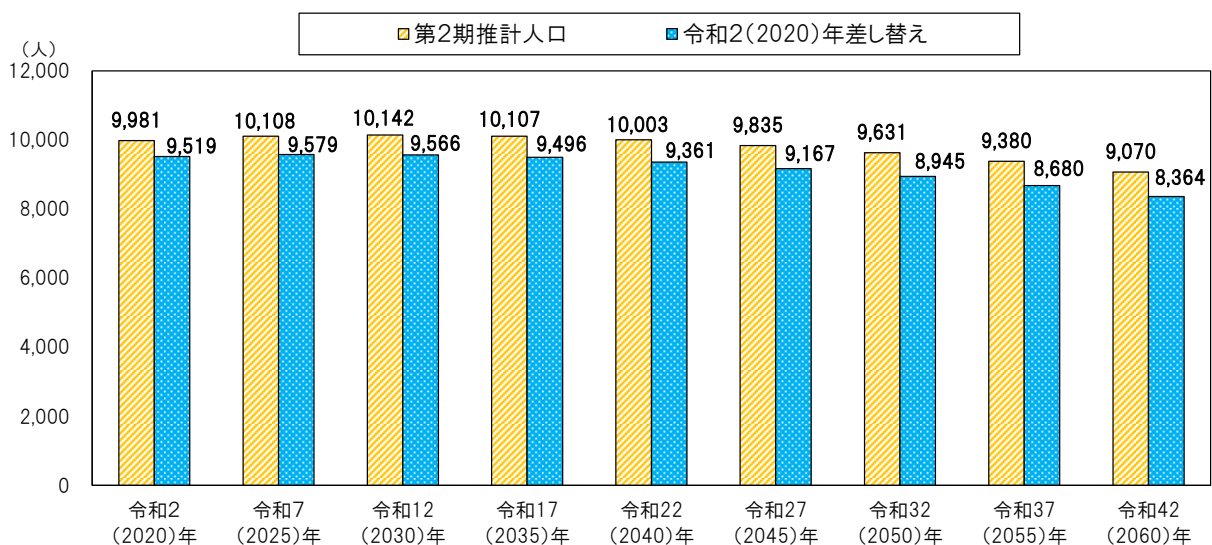
男女別にみると、男女とも「令和2年差し替え」分と「第2期推計人口」との減少数は、年々減少を続け、中でも、女性の減少数は大きく、平均で男性の約2倍となっています。

これを、15歳未満の「年少人口」、15歳～64歳の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」の3区分で見ると、本町の経済活動の中核を形成する「生産年齢人口」は、おおむね減少数は年々大きくなっており、令和42（2060）年では、令和2（2020）年の2倍近い減少数となっています。

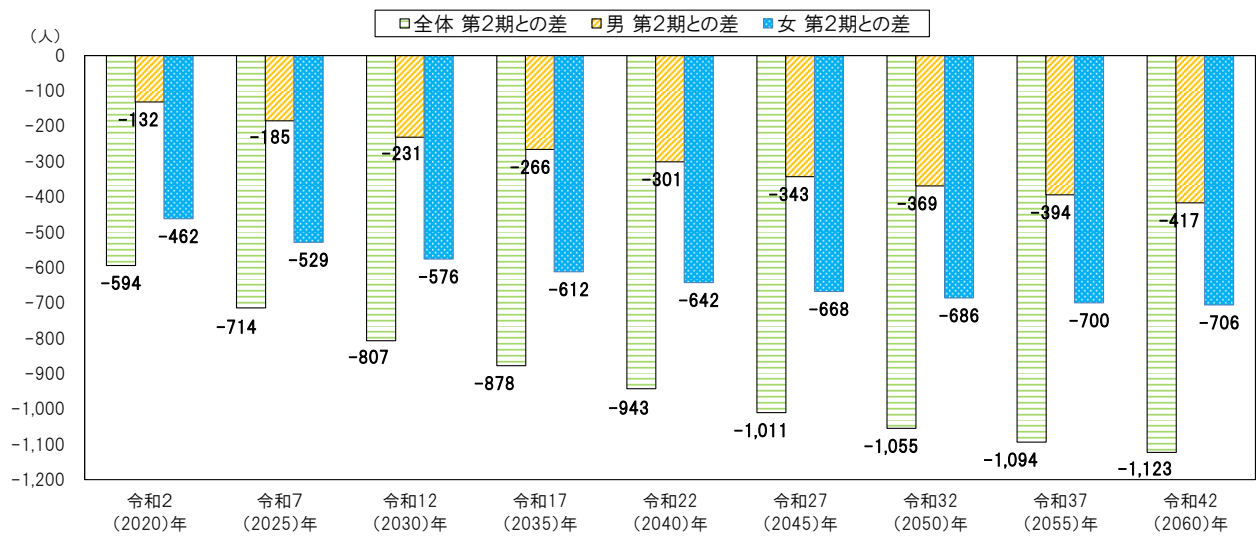
【男】



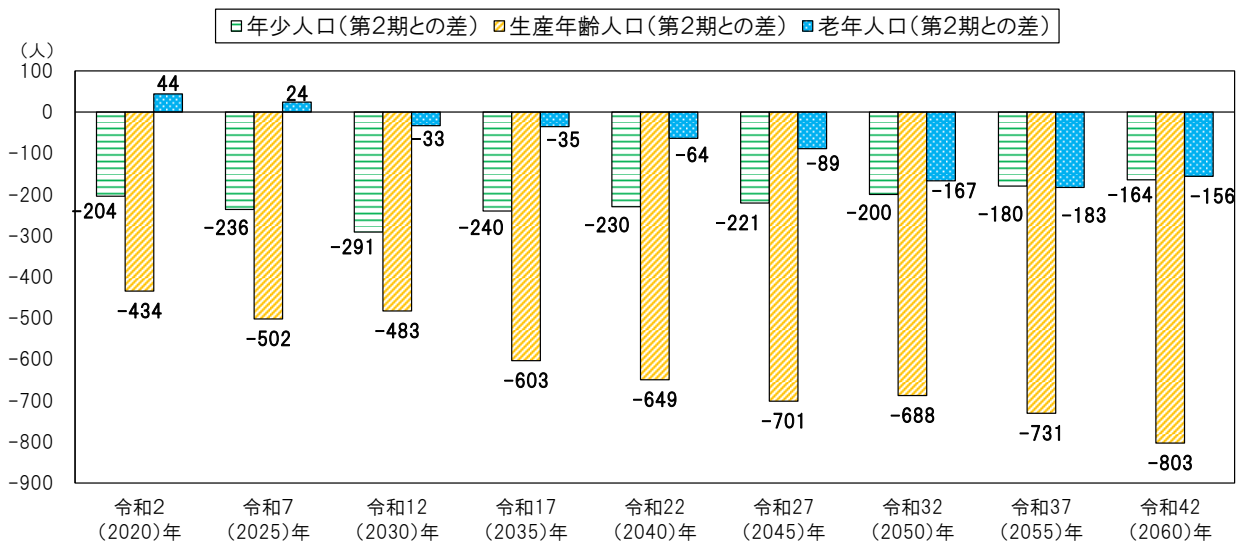
【女】



【第2期宇多津町人口ビジョンの男女別人口の差（令和2年差し替え分—第2期推計人口）】



【第2期宇多津町人口ビジョンの年齢3区分別人口の差（令和2年差し替え分—第2期推計人口）】



【2】今後の対応

以上みてきた、令和2（2020）年の実績値と第2期人口ビジョンでの推計値との比較による本町の将来フレームの特徴は以下のように整理できます。

-
- 本町の令和2（2020）年国勢調査での総人口の実績値は、第2期人口ビジョンでの推計値よりすでに600人近く減少している。
 - 600人近い減少数の大半は、女性の「20－39歳」の進学、就職、子育て世代となっている。
 - 長期の推移をみても、このままでいくと第2期人口ビジョンでの推計値より、令和2（2020）年の実績値を基にしたシミュレーション結果は令和42（2060）年時点で約1,100人減少することが予想される。
 - その間、女性の減少数は大きく、男性の2倍前後となっており、かつ、本町の経済活動の中核を形成する「生産年齢人口」の減少数は年々大きくなっている。
 - 以上のように、令和2（2020）年時点ですでに、進学、就職、子育ての世代やこの世代を含む「生産年齢人口」といった人口の減少は、本町の産業構造、経済活動、さらには少子化対策に大きな影響を与えてくることが予想される。
-

人口減少をどのように抑制していくかは、「生産年齢人口」の中心であり、本町の経済活動や少子化対策の要となる年代層の定住を増やし、かつ、外部からの移住をいかに増やしていくかが課題です。

【1】町民アンケート調査結果からみた住民ニーズ

1 調査の概要

調査の目的

本調査は、「宇多津町総合計画」の策定にあたり、宇多津町のまちづくりに関する町民の意識や意見等を把握し、今後の計画づくりのための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査対象

18歳以上の町民

調査方法

郵送配布～郵送回収

調査時期

令和4（2022）年8～9月

回収結果

配布数----- 2,000 件

有効回収数 ----- 833 件

有効回収率 ----- 41.7%

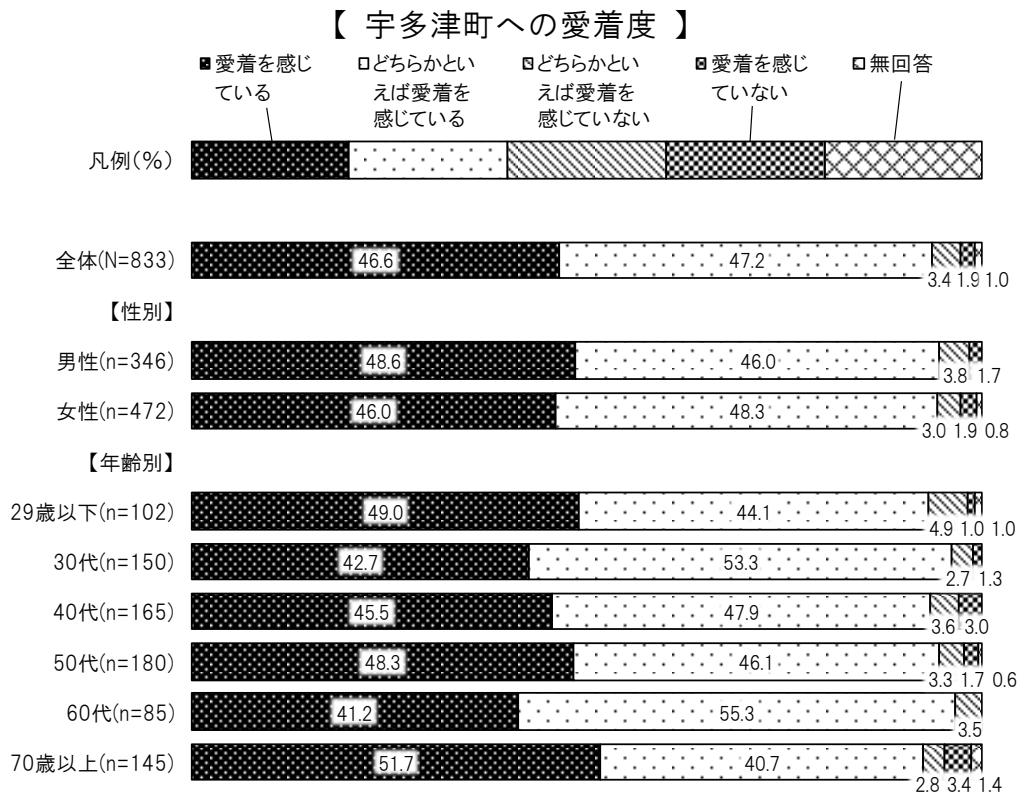
地区別回収状況 （問1回答結果より）

地区名	構成比(%)	件数(件)
浜一番丁～浜五番丁	15.8	132
浜六番丁～浜九番丁	31.5	262
新開・平山・北浦・坂下・大橋・吉田地区	13.3	111
岩屋・新町・中村・向山・長縄手地区	10.8	90
大門・山下・西町・西横町・宇夫階・浜町・栄町・幸町・水主町・伊勢町・かじや町・本町・今市・浦町・倉の前・塩浜地区	7.0	58
十楽寺・田町地区	4.7	39
沼ノ池・鍋谷・津の郷地区	13.9	116
その他	1.4	12
無回答	1.6	13
合計	100.0	833

2 宇多津町に対する愛着度や永住意向

宇多津町への愛着度については、「愛着を感じている」が46.6%、「どちらかといえば愛着を感じている」が47.2%、合計で9割以上(93.8%)が『愛着を感じている』と回答しています。一方、「どちらかといえば愛着を感じていない」(3.4%)、「愛着を感じていない」(1.9%)の合計は5.3%となっています。

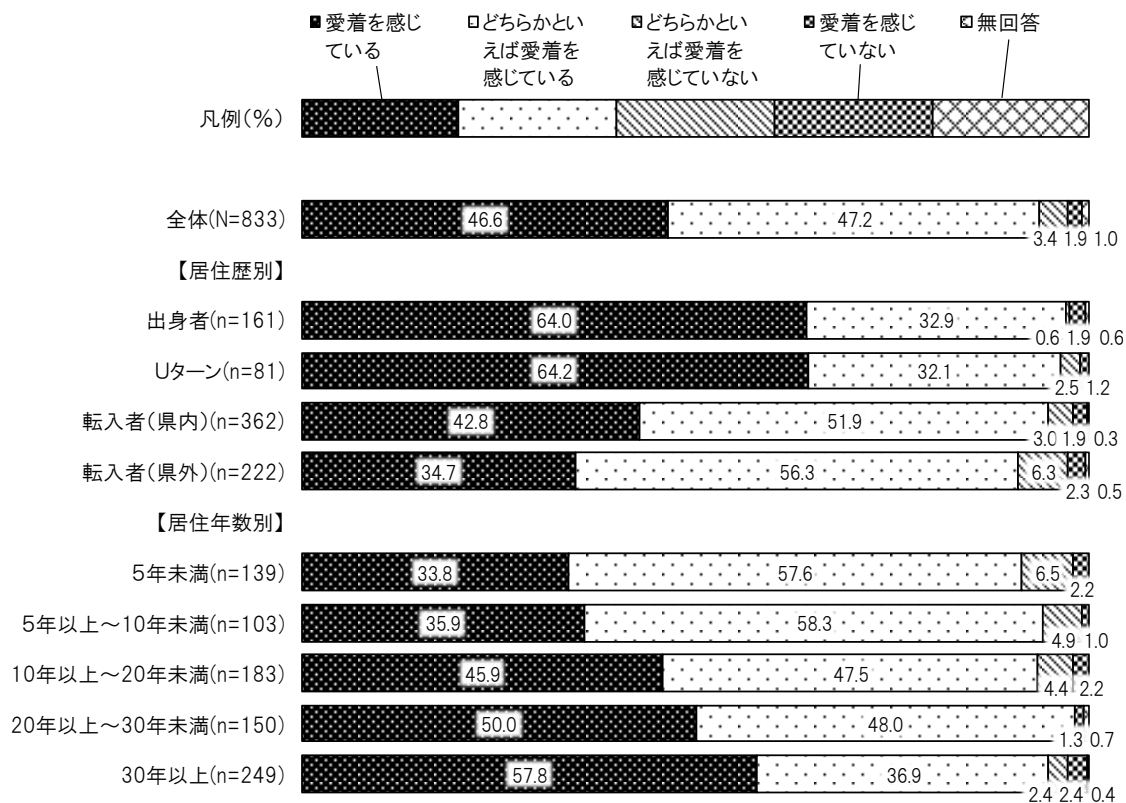
性別や年齢別では、大きな差はみられませんでした。



居住歴別では、出身者やUターンで「愛着を感じている」の割合が転入者（県内及び県外）を大きく上回っています。

居住年数別でみると、居住年数が長くなるほど「愛着を感じている」の割合が高くなっています。

【宇多津町への愛着度（居住歴別）】

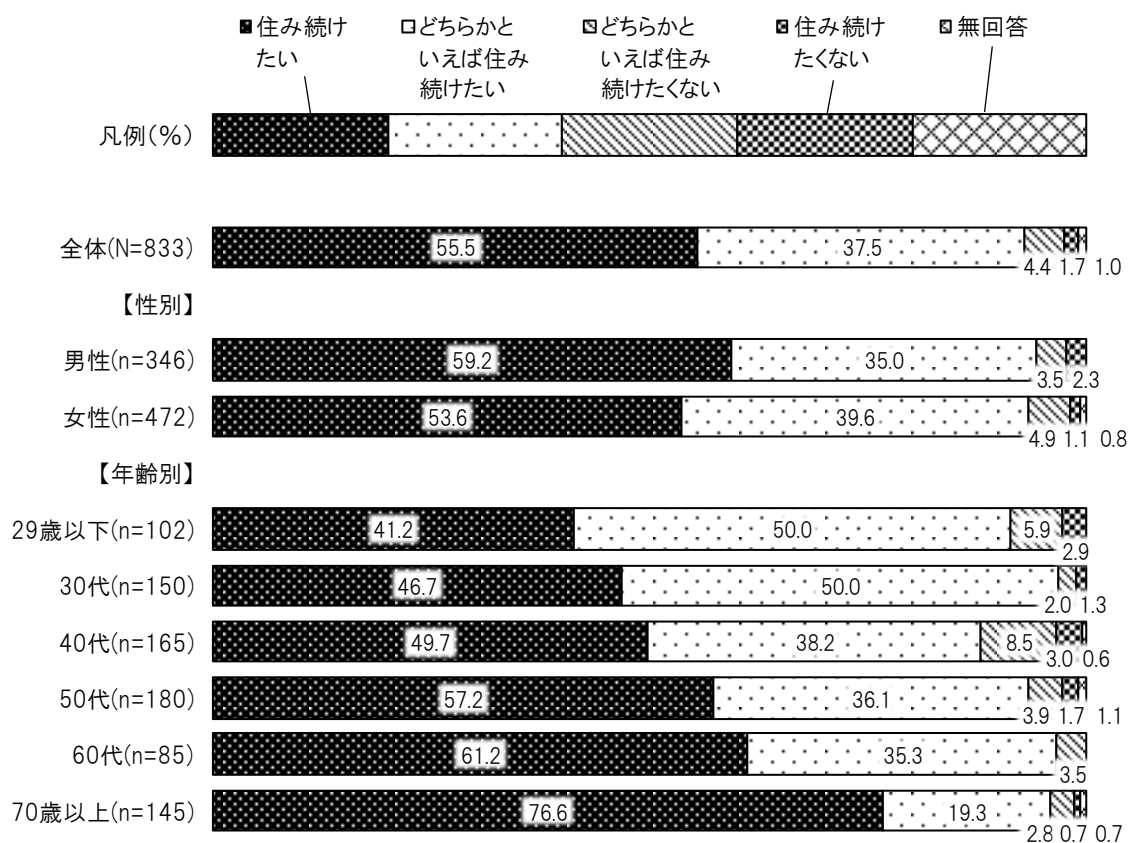


永住意向については、「住み続けたい」が55.5%、「どちらかといえば住み続けたい」が37.5%、合計で9割以上（93.0%）が『住み続けたい』と回答しています。一方、「どちらかといえば住み続けたくない」（4.4%）、「住み続けたくない」（1.7%）の合計は6.1%となっています。

性別では、男性は女性に比べ「住み続けたい」の割合が高くなっています。

年齢別では、年齢が上がるほど「住み続けたい」の割合が高くなっています。

【宇多津町への永住意向】



3 満足度・重要度の分析からみた取り組むべき施策の優先度

満足度と重要度

宇多津町の42項目にわたる施策に対する町民からみた満足度、重要度は、次のように回答されています。

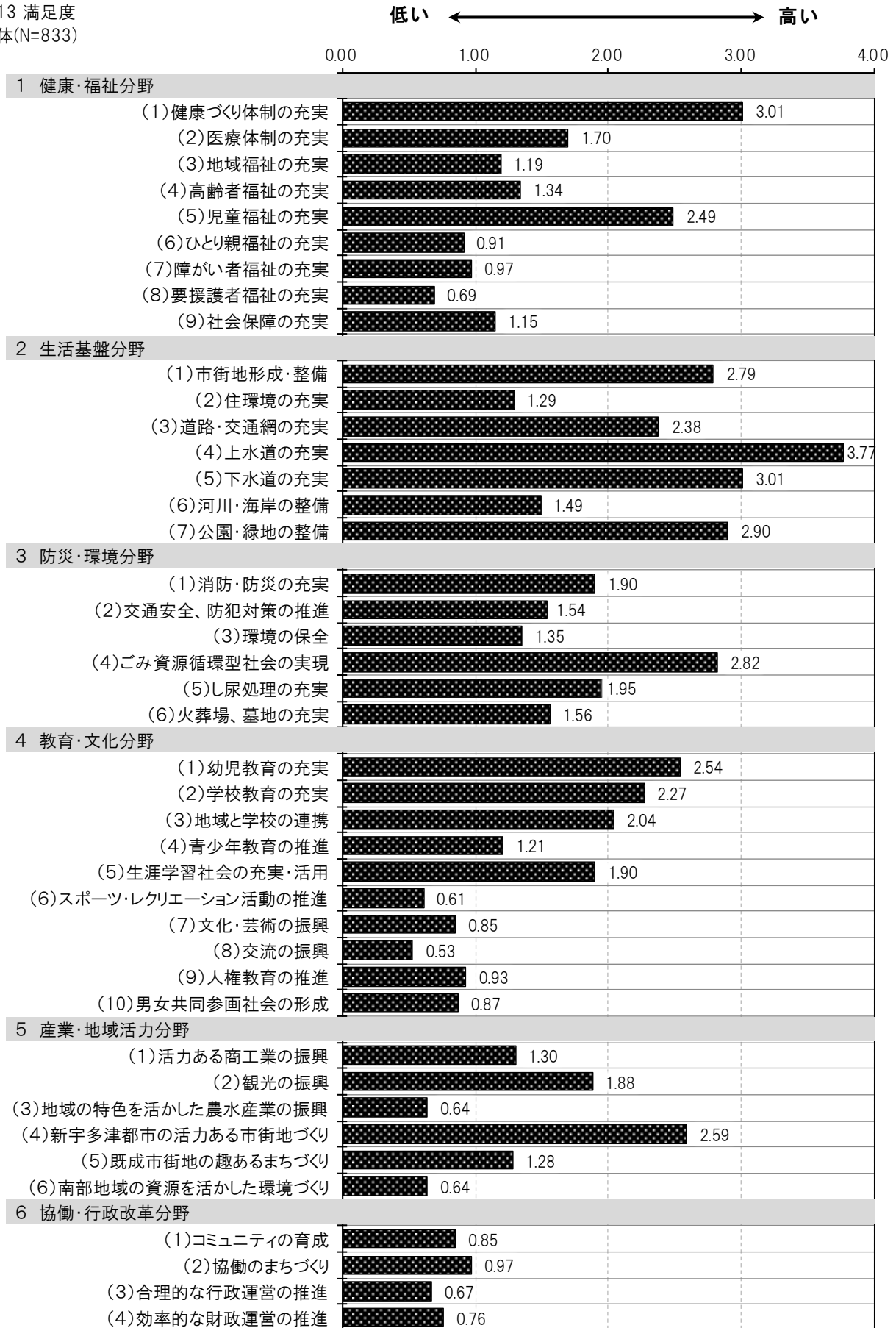
順位	満足度評価が高い施策	
1	2-(4)上水道の充実	3.77
2	1-(1)健康づくり体制の充実	3.01
2	2-(5)下水道の充実	3.01
4	2-(7)公園・緑地の整備	2.90
5	3-(4)ごみ資源循環型社会の実現	2.82
6	2-(1)市街地形成・整備	2.79
7	5-(4)新宇多津都市の活力ある市街地づくり	2.59
8	4-(1)幼児教育の充実	2.54
9	1-(5)児童福祉の充実	2.49
10	2-(3)道路・交通網の充実	2.38

順位	満足度評価が低い施策	
1	4-(8)交流の振興	0.53
2	4-(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	0.61
3	5-(3)地域の特色を活かした農水産業の振興	0.64
3	5-(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	0.64
5	6-(3)合理的な行政運営の推進	0.67
6	1-(8)要援護者福祉の充実	0.69
7	6-(4)効率的な財政運営の推進	0.76
8	4-(7)文化・芸術の振興	0.85
8	6-(1)コミュニティの育成	0.85
10	4-(10)男女共同参画社会の形成	0.87

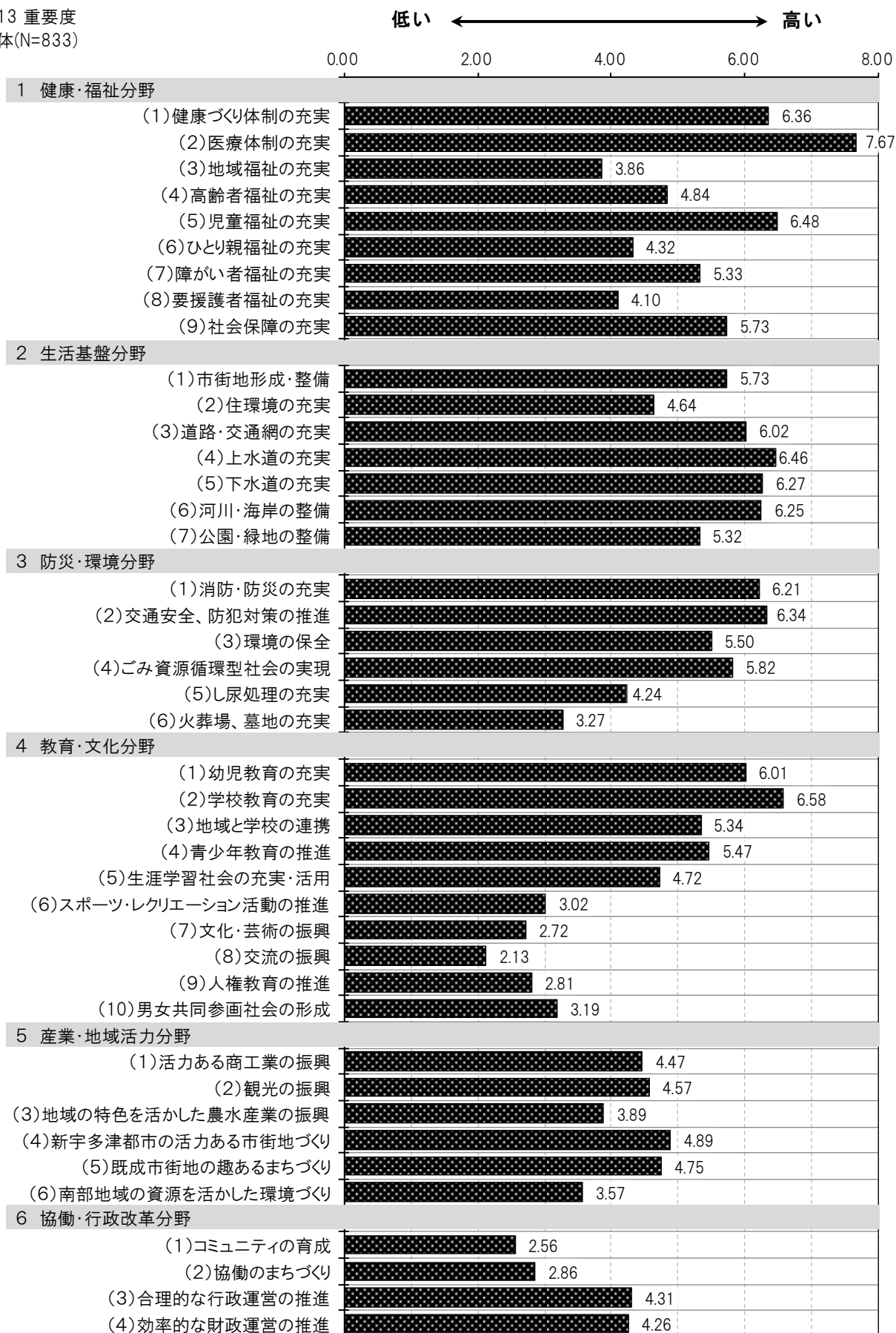
順位	重要度評価が高い施策	
1	1-(2)医療体制の充実	7.67
2	4-(2)学校教育の充実	6.58
3	1-(5)児童福祉の充実	6.48
4	2-(4)上水道の充実	6.46
5	1-(1)健康づくり体制の充実	6.36
6	3-(2)交通安全、防犯対策の推進	6.34
7	2-(5)下水道の充実	6.27
8	2-(6)河川・海岸の整備	6.25
9	3-(1)消防・防災の充実	6.21
10	2-(3)道路・交通網の充実	6.02

順位	重要度評価が低い施策	
1	4-(8)交流の振興	2.13
2	6-(1)コミュニティの育成	2.56
3	4-(7)文化・芸術の振興	2.72
4	4-(9)人権教育の推進	2.81
5	6-(2)協働のまちづくり	2.86
6	4-(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	3.02
7	4-(10)男女共同参画社会の形成	3.19
8	3-(6)火葬場、墓地の充実	3.27
9	5-(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	3.57
10	1-(3)地域福祉の充実	3.86

問13 満足度
全体(N=833)



問13 重要度
全体(N=833)



相関図による施策の優先度

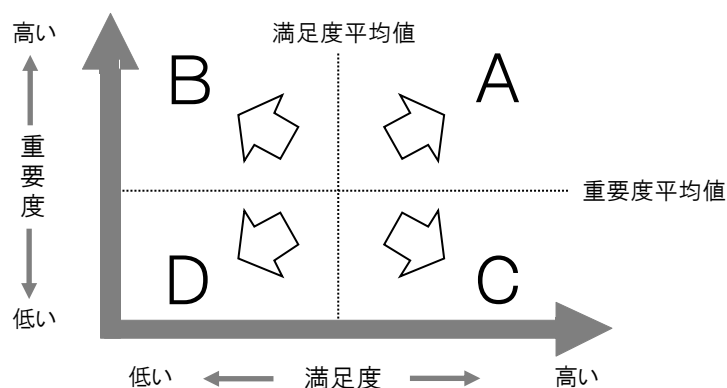
満足度と重要度の平均評定値に基づき、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、42の施策を散布図上に示したものが相関図です。

満足度と重要度の各平均値を基準としてAからDまでの4つの領域に区分し、各施策がどの領域に配置されるのかを整理しています。

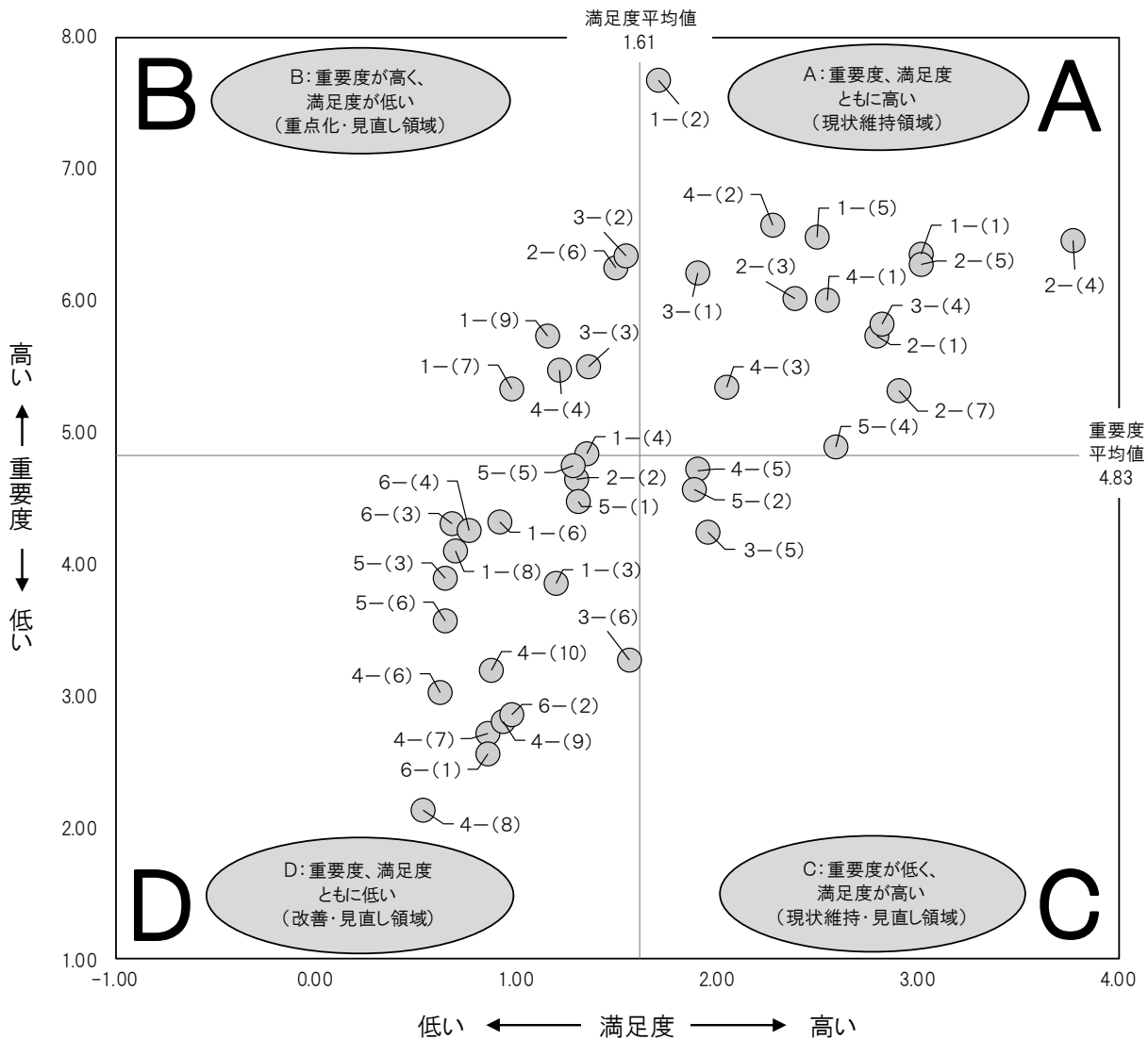
4つの領域については、右上（A）、左上（B）、右下（C）、左下（D）の4方向に進むにしたいが、以下のような傾向を示しています。

これらの結果を踏まえると、第2次宇多津町総合計画においては、Bの「重点化・見直し領域」が最も重要な施策であり、引き続き、施策の重点化や抜本的な見直し等も含め、町民の満足度を高める取組が求められます。

また、Dの「改善・見直し領域」は町民の満足度は低いものの、町民にとっても、本町の協働のまちづくりを進めるにあたって重要度が高い施策が多く含まれており、引き続き町民の満足度を高める取組が求められます。



A	重要度、満足度ともに高い（現状維持領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域
B	重要度が高く、満足度が低い（重点化・見直し領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度が高いが、満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直し等も含め、満足度を高める必要のある領域
C	重要度が低く、満足度が高い（現状維持・見直し領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持していくか、あるいは施策の在り方を含めて、見直す必要のある領域
D	重要度、満足度ともに低い（改善・見直し領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策の在り方や進め方そのものを、改めて見直す必要のある領域



1 健康・福祉分野	領域
(1)健康づくり体制の充実	A
(2)医療体制の充実	A
(3)地域福祉の充実	D
(4)高齢者福祉の充実	B
(5)児童福祉の充実	A
(6)ひとり親福祉の充実	D
(7)障がい者福祉の充実	B
(8)要援護者福祉の充実	D
(9)社会保障の充実	B
2 生活基盤分野	領域
(1)市街地形成・整備	A
(2)住環境の充実	D
(3)道路・交通網の充実	A
(4)上水道の充実	A
(5)下水道の充実	A
(6)河川・海岸の整備	B
(7)公園・緑地の整備	A
3 防災・環境分野	領域
(1)消防・防災の充実	A
(2)交通安全、防犯対策の推進	B
(3)環境の保全	B
(4)ごみ資源循環型社会の実現	A
(5)し尿処理の充実	C
(6)火葬場、墓地の充実	D

4 教育・文化分野	領域
(1)幼児教育の充実	A
(2)学校教育の充実	A
(3)地域と学校の連携	A
(4)青少年教育の推進	B
(5)生涯学習社会の充実・活用	C
(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	D
(7)文化・芸術の振興	D
(8)交流の振興	D
(9)人権教育の推進	D
(10)男女共同参画社会の形成	D
5 産業・地域活力分野	領域
(1)活力ある商工業の振興	D
(2)観光の振興	C
(3)地域の特色を活かした農水産業の振興	D
(4)新宇多津都市の活力ある市街地づくり	A
(5)既成市街地の趣あるまちづくり	D
(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	D
6 協働・行政改革分野	領域
(1)コミュニティの育成	D
(2)協働のまちづくり	D
(3)合理的な行政運営の推進	D
(4)効率的な財政運営の推進	D

【 A 現状維持領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
1-(1)健康づくり体制の充実	3.01	6.36
1-(2)医療体制の充実	1.70	7.67
1-(5)児童福祉の充実	2.49	6.48
2-(1)市街地形成・整備	2.79	5.73
2-(3)道路・交通網の充実	2.38	6.02
2-(4)上水道の充実	3.77	6.46
2-(5)下水道の充実	3.01	6.27
2-(7)公園・緑地の整備	2.90	5.32
3-(1)消防・防災の充実	1.90	6.21
3-(4)ごみ資源循環型社会の実現	2.82	5.82
4-(1)幼児教育の充実	2.54	6.01
4-(2)学校教育の充実	2.27	6.58
4-(3)地域と学校の連携	2.04	5.34
5-(4)新宇多津都市の活力ある市街地づくり	2.59	4.89

【 B 重点化・見直し領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
1-(4)高齢者福祉の充実	1.34	4.84
1-(7)障がい者福祉の充実	0.97	5.33
1-(9)社会保障の充実	1.15	5.73
2-(6)河川・海岸の整備	1.49	6.25
3-(2)交通安全、防犯対策の推進	1.54	6.34
3-(3)環境の保全	1.35	5.50
4-(4)青少年教育の推進	1.21	5.47

【 C 現状維持・見直し領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
3-(5)し尿処理の充実	1.95	4.24
4-(5)生涯学習社会の充実・活用	1.90	4.72
5-(2)観光の振興	1.88	4.57

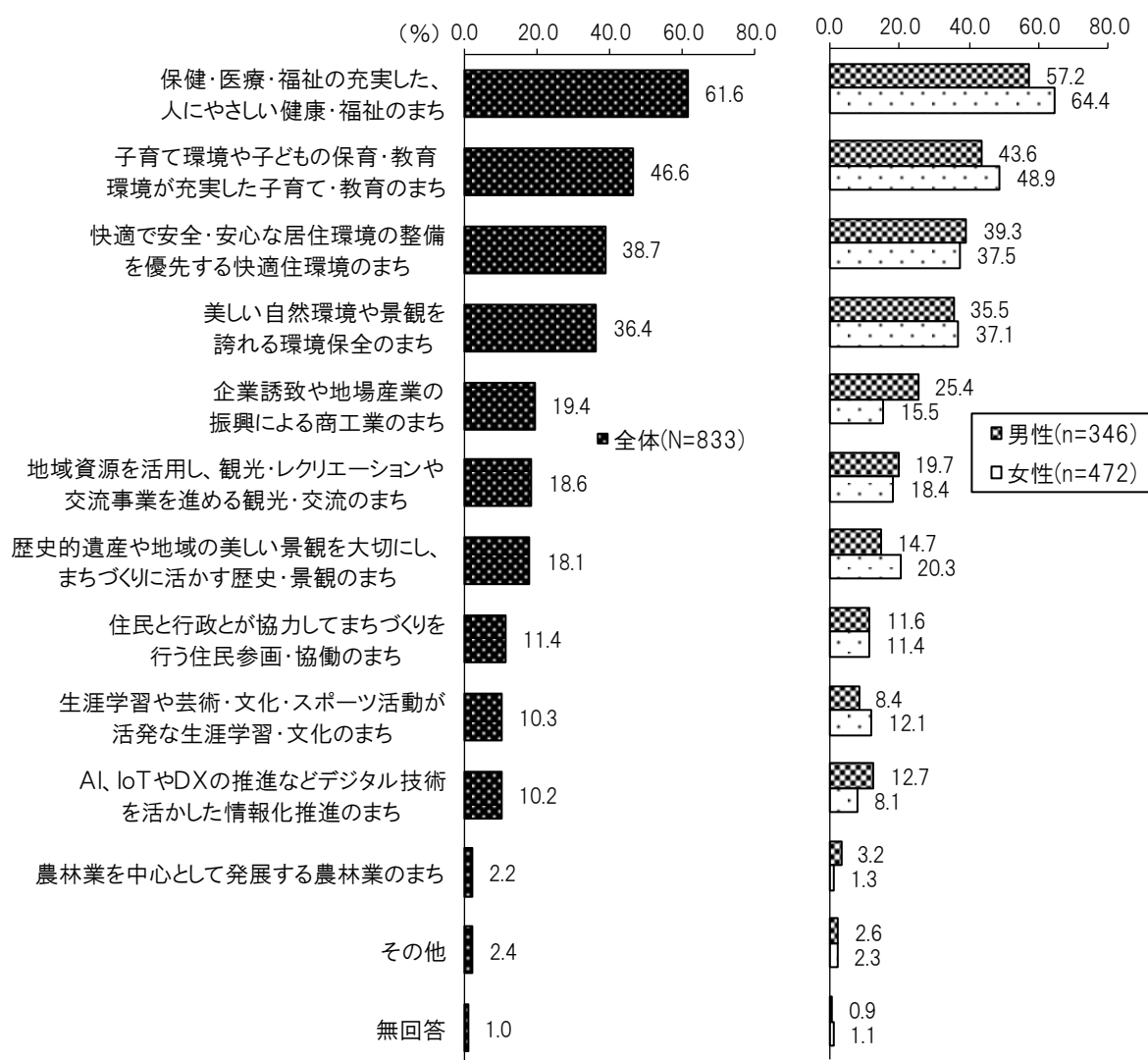
【 D 改善・見直し領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
1-(3)地域福祉の充実	1.19	3.86
1-(6)ひとり親福祉の充実	0.91	4.32
1-(8)要援護者福祉の充実	0.69	4.10
2-(2)住環境の充実	1.29	4.64
3-(6)火葬場、墓地の充実	1.56	3.27
4-(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	0.61	3.02
4-(7)文化・芸術の振興	0.85	2.72
4-(8)交流の振興	0.53	2.13
4-(9)人権教育の推進	0.93	2.81
4-(10)男女共同参画社会の形成	0.87	3.19
5-(1)活力ある商工業の振興	1.30	4.47
5-(3)地域の特色を活かした農水産業の振興	0.64	3.89
5-(5)既成市街地の趣あるまちづくり	1.28	4.75
5-(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	0.64	3.57
6-(1)コミュニティの育成	0.85	2.56
6-(2)協働のまちづくり	0.97	2.86
6-(3)合理的な行政運営の推進	0.67	4.31
6-(4)効率的な財政運営の推進	0.76	4.26

4 宇多津町の将来像

宇多津町の将来像については、「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」の割合が61.6%と最も高くなっています。次いで「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」（46.6%）、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」（38.7%）、「美しい自然環境や景観を誇れる環境保全のまち」（36.4%）の順となっています。

性別では、男性は「企業誘致や地場産業の振興による商工業のまち」の割合が女性を大きく上回っています。女性は男性に比べ「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」などの割合が高くなっています。



全体的にはどの年齢層でも「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」が高い割合となっていますが、その中では、30代で「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」が高くなっています。50代や70歳以上で「歴史的遺産や地域の美しい景観を大切にし、まちづくりに活かす歴史・景観のまち」、70歳以上で「美しい自然環境や景観を誇れる環境保全のまち」の割合がそれぞれ高くなっています。

単位 (%)	さ保健 しい・ 健康・ 福祉 の充 実し た、 人 に や	が子 育て 環 境 や 子 育 て ・ 教 育 の ま ち	優先 する 安 全・ 住 環 境 の ま ち	快 適 な 居 住 環 境 の 整 備 を	全 美 の ま ち	美 しい 自 然 環 境 や 景 観 を 誇 れ る 環 境 保 全	業 企 業 の ま ち	地 域 資 源 を 活 用 し 、 観 光 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン や 交 流 事 業 を 進 め る 観 光 ・ 交 流 の ま ち	に 歴 史 的 遺 産 や 地 域 の 美 し い 景 観 を 大 切 に し 、 ま ち づ く り に 活 か す 歴 史 ・ 景 観 の ま ち	住 民 と 行 政 と が 協 働 し て ま ち づ く り を 行 う ま ち	が 生 涯 学 習 や 芸 術 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 活 動 が 活 発 な ま ち	ル A I 、 I o T や D X の 推 進 な ど デ ジ タ ル 技 術 を 活 か し た 情 報 化 推 進 の ま ち	ま 農 林 業 を 中 心 と し て 発 展 す る 農 林 業 の ま ち	そ の 他
全体(N=833)	61.6	46.6	38.7	36.4	19.4	18.6	18.1	11.4	10.3	10.2	2.2	2.4		
【年齢別】														
29歳以下(n=102)	53.9	66.7	39.2	31.4	20.6	20.6	13.7	9.8	11.8	9.8	2.0	3.9		
30代(n=150)	59.3	74.0	36.7	28.0	18.7	16.0	12.0	7.3	6.0	15.3	2.7	2.0		
40代(n=165)	59.4	56.4	30.3	38.2	21.2	19.4	15.2	7.9	8.5	15.8	1.2	2.4		
50代(n=180)	65.6	30.0	43.9	36.1	25.0	20.0	23.3	16.1	11.1	7.8	3.3	1.7		
60代(n=85)	67.1	40.0	42.4	37.6	21.2	15.3	17.6	3.5	15.3	7.1	1.2	2.4		
70歳以上(n=145)	63.4	17.9	40.7	46.2	10.3	20.0	24.8	20.0	12.4	3.4	2.1	2.8		

【2】宇多津町住民ワークショップからみた住民ニーズ

1 宇多津町住民ワークショップの概要

	第1回	第2回	第3回
開催日時	令和4(2022)年 11月12日(土) 14:00~16:00	令和4(2022)年 11月26日(土) 14:00~16:00	令和4(2022)年 12月10日(土) 14:00~16:00
参加人数	29名	26名	27名
テーマ	ワークショップ及びSDGsについての勉強会及び宇多津町の強み・弱みの抽出	「魅力(強み)を更に魅力的にするため」、「課題(弱み)を魅力(強み)に変えるため」の解決策の提案	宇多津町版SDGsの提案
主な内容	パワーポイントによる勉強会及びワークショップの実施	ワークショップの実施	
参加条件	・住民基本台帳から満18歳以上の住民の方 1,000人 を無作為で抽出 ・以上の条件を満たす方で3回とも参加できる方		

- ワークショップに出された意見は、第7章の「【4】住民ワークショップからみた課題」の中で一体的に記述しています。

【1】全国的な時代の潮流からみた課題

1 ウイズコロナからポストコロナ社会に向けた新しい生活様式の在り方

- 本町では、この4年間、新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守る取組、具体的には、希望者全員へのワクチン接種の推進、物価高騰による住民負担を減らす経済支援等を進めてきました。今後は、このような町独自の取組を踏まえて、短期的には5類に移行した新型コロナウイルス感染症と共存しながら、通常 of 社会経済活動を続ける「ウィズコロナ社会」への対応、さらには、中長期的には新型コロナウイルス感染症が社会に存在することを前提に新しい生活及び経済活動様式で社会を回していく「ポストコロナ社会」への対応が必要です。

2 地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生

- 本町においても自治会加入率の低下、新都市地域と旧市街地・南部地域との住民同士の交流の希薄化等、地域コミュニティの脆弱さが露呈し、結果、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、全ての住民が寄り添う地域共生社会実現の基盤が揺らいでいます。
- 住民と行政が、共通の認識を持ってまちづくりに取り組めるコミュニティの育成、住民活動の支援を通して地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生を図る必要があります。

3 多文化共生社会への対応

- 本町は県下でも外国人住民の割合が高く、年々その人口も増加し多国籍化しており、外国人の新たな視点や多様性を生かした地域の活性化、災害時の対応やグローバル化への貢献が一層期待されています。今後は、それぞれの文化を認め、外国人住民にも住みやすく、快適に暮らせる環境を整えることが必要です。
- そのため、外国人住民との交流の場を行政や地域が設け、地域への参画を促進することが必要です。

4 線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換

- 本町の商業振興においては、物価高騰の影響を受けている地域経済の活性化、町民への購買支援、地域経済へプラス効果をもたらせているプレミアム商品券の発行額の増額等を循環経済への転換を念頭に、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 商工業全体としても、創業支援セミナーの開催や補助金の交付等により起業する方々への支援も引き続き取り組む必要があります。

5 安全・安心への意識の醸成

- 本町に影響の大きい南海トラフ巨大地震の今後 30 年以内の発生確率が 70～80%と高まっており、指定避難所の環境整備等、地域防災力の向上、「自助」「共助」による自主防災組織の育成強化等、防災・減災対策の強化が必要です。
- 本町においては、スマートフォン等、情報通信機器の機能拡大による SNS 等のコミュニケーションツールの急速な普及、利用者の年齢層の拡大を背景にした犯罪、詐欺事件等に、高齢者や子ども、若者が被害者及び加害者となる事案も想定されることから、対策の検討が必要です。

6 社会全体のDX推進等、デジタル化への対応

- 本町では、新型コロナウイルス感染症への対応において地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が見えてきました。こうしたデジタル化への課題に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が必要です。
- そのため、令和5（2023）年度からデジタル推進室において本町の自治体DXの推進体制を整備し、AI、IoT等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かした住民目線の持続可能な新しいまちづくりが必要です。

7 地球環境や気候変動への関心の高まり

- 本町の環境保全対策としては、地域住民等の参加によるクリーン作戦、不法投棄防止対策等を実施しています。ポイ捨てや不法投棄は減少してきているものの、今後のごみの増加等を想定して行政と住民、企業がより一層連携した環境保全対策を実施していく必要があります。
- 地球環境や気候変動への関心の高まりに対応して、耐震性貯水槽や雨水貯留槽の設置、マンホールトイレの設置等に取り組んでいますが、今後も継続した取組が必要です。
- 町内全域を対象とした広報啓発活動の実施や、排出時の住民への指導を通して、ごみの減量化・資源化及び再生利用の促進、分別収集や資源化に対する住民意識の高揚を図るなどリサイクルの推進に努めています。今後は、可燃ごみや不燃ごみへの資源物混入、外国人定住者への分別指導、資源ごみ細分化に伴う住民への周知等に対する広報やごみパンフレットを通じた啓発を強化していく必要があります。

8 脱炭素社会（カーボンニュートラル）への転換

- 本町では、令和3（2021）年9月に「宇多津町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、計画策定や太陽光発電システムのポテンシャル調査を実施するなど脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。
- 今後は、行政と事業者、住民が一体となったゼロカーボンシティ実現に向けた具体的な取組を進めていく必要があることから、次世代を担う児童・生徒への教育、町内の事業所や住民に向けた普及啓発と意識の醸成等を図る必要があります。

9 SDGsへの対応

- 第2次総合計画のそれぞれの施策に対しては、SDGsの17の持続可能な開発目標に整合した取組が必要です。

【2】宇多津町の現状からみた課題

- 令和2（2020）年の国勢調査では、それまで増加を続けていた人口は一転減少に転じています。人口減少をどのように抑制していくかは、「生産年齢人口」の中心であり、本町の経済活動や少子化対策の要となる30歳代、40歳代の定住が課題となっています。
- ここ2年間、町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過傾向にあり、特に20代前半の転出が顕著です。今後は、20代前半の進学・就職環境を整えるとともに、30歳代、40歳代の町出身者のUターンや県内外からの転入者の増加が必要です。そのためには、「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあげられた施策に具体的に取組むことが必要です。
- 居住用地が飽和状態となっている「新宇多津都市」は、それまでの人口増加傾向から令和2（2020）年には人口減少に転じています。また、「既成市街地」は人口減少、「南部地域等」は緩やかな人口増加となっており、それぞれの市街地の状況に応じた移住・定住のための住環境の整備が必要です。
- 世帯構成について平成22（2010）年から令和2（2020）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加しており、特に65歳以上の高齢者単身世帯の増加に対しては、注力した取組が必要です。

【3】町民アンケートからみた課題

- 人口減少に転じた中、町の重点施策として取り組んでいる「児童福祉」「幼児教育」等、子育て関連施策についての町民の位置付けは、共に、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な施策」として位置付けられており、今後とも町民の満足度を下げない取組が必要です。
- 町出身者のUターンや県内外からの転入者を増やすためには、安心して住める住環境の整備が不可欠です。本町の土地利用の核となる「市街地形成・整備」「新宇多津都市の活力ある市街地づくり」は「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高い施策」となっており、市街地整備による活性化も今後重要な取組となっています。
- これらの取組を持続可能な施策として進めていくためには、地域や町民との協働は重要な取組です。「協働」に対する意識では、「コミュニティの育成」「協働のまちづくり」はともに、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低い施策」となっており、協働の目的やニーズを再確認する必要があります。
- 宇多津町の将来像については、「健康・福祉」「子育て・教育」「快適住環境」「環境保全」を含むキーワードが重要です。

【4】住民ワークショップからみた課題

1 健康・福祉

- 育休取得社員がいる企業へ補助金を出すなど出産・保育等、子育て中で勤務時間に制限のある人への支援を検討する必要があります。
- 妊産婦だけでなく、子育てしている両親の悩みや不安を取り除く、多くの人が気軽に集まれる場所や細かな相談ができる体制の整備が必要です。

2 産業生活基盤

- 町内にIT業種を受け入れる施設やスペースの確保が必要です。
- 人口減少問題に対応でき、町の活性化に寄与する基幹産業の検討が必要です。
- リモート勤務やオンライン会議の設備等、企業が多様な就労に対応できるための支援が必要です。
- アイデアや技術を持っている人と既存の会社との交流会をするなど、若年者が楽しく就労できる環境づくりを検討する必要があります。

3 安全・安心・コミュニティ

- ハザードマップや不審者、イノシシ情報などが一体化されたツールが求められています。
- 誰でも参加しやすいイベントを定期的で開催するなど新都市側のコミュニティ形成の支援を図る必要があります。
- 実際に歩いて危険なところを探すなど子どもたちの目線でハザードマップをつくる必要があります。

4 教育・文化

- 学校に通えない子どもや悩みを持つ子どもなどの居場所づくりを検討する必要があります。
- 住民ニーズを踏まえた幼児向け教育機関の充実が必要です。
- 宇多津の文化（塩づくり、古代米等）を体験、学べるイベントを検討する必要があります。
- お祭り等を通して年代を超えて交流することができる環境づくりが必要です。
- 本町の特性を踏まえたマリンスポーツ等、体を動かせるスポーツの導入を検討する必要があります。
- ユープラザうたづでアートなどに触れる機会や展示等で住民が参加できる機会の創出を図る必要があります。
- どの国の人が見ても理解できる標識等、多文化共生を受け入れる環境づくりを進める必要があります。

【5】前総合計画後期基本計画の評価からみた課題

以下は、前総合計画後期基本計画の評価からみて特に指摘される諸課題について整理しています。

基本目標1 少子・高齢化に対応した健康福祉のまち

すべての住民が健康なまちづくり

- 新型コロナウイルス感染症の影響により健康に関する各種講演会や健康教育、住民向けの料理教室等が開催できない状況にありましたが、今後はポストコロナの視点から健康づくりを推進する必要があります。
- 健康づくりに関わる各種団体活動についても、ポストコロナの視点から活動の在り方を検討する必要があります。
- 働き世代の検診受診に対する電話や対面による相談については、時間や曜日の選択肢を広げる必要があります。

心で支える福祉のまちづくり

- 放課後児童クラブのニーズが増加しており、受け入れ学年の延長や、クラブの増開設等の検討が必要です。

基本目標2 だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち

住みよい生活基盤づくり

- 現計画で示されている土地利用が停滞傾向にある沿道商業拠点の土地利用の促進とともに、定住促進ゾーンの土地利用イメージの明確化が必要です。
- 重点区域内（古街エリア）における戸建て住宅の建て替えが増加傾向にあり、制度の周知、啓発により景観形成気運を高める必要があります。
- 初期投資によって得た効果を長く享受でき、道路の良好な状態を保つことができる道路の長寿命化を引き続き推進する必要があります。
- 宅地化の進行による内水氾濫対策等を引き続き検討する必要があります。
- 平成以前に建設された町営住宅は年々老朽化が進んでいる状況であり、居住機能の低下や安全面から適正な住宅への移転等、管理運営の継続した検討が必要です。
- 老朽化した家屋と安全を維持するという意識が低下している状況から、耐震改修の必要性等の周知を徹底する必要があります。
- 空き家対策については、各課との連携体制の確立や専門家との連携協定の締結等により、効果的な対応が可能となったことから、さらに制度を含め空き家対策の周知、啓発を通して空き家の適正な管理・活用を図る必要があります。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」は橋梁の修繕が中心であることから、舗装に関しては別途計画を行う必要があります。

住みよい快適環境づくり

- 水道施設については、香川県広域水道企業団との連携のもと、老朽化が進む水道施設の更新、発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震への対応、頻発する渇水への対応等が必要です。
- 公共下水道については、施設の効率的な維持管理を行うとともに、地震被害の軽減のための施設の耐震化、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく施設の改築・更新等による延命化に引き続き取り組む必要があります。
- 用地交渉等を背景に事業進捗が順調とは言えない鴨田川改修については、県への要望を継続して行う必要があります。
- 現在、河川・海岸に親水空間が形成されていないため、親水空間の環境整備に努める必要があります。
- 老朽化が進んでいる公園施設の補修、更新とともに、障害の有無や国籍等の違いに関わらず、誰もが利用しやすい公園の整備を引き続き進める必要があります。
- 公園の適正な維持管理を継続するため、住民団体の協力による公園の美化、植栽管理等に努める必要があります。併せて、団体員の高齢化が進んでいる中、世代交代時の支援も行っていく必要があります。
- 公園でのごみのポイ捨てや犬のフンの放置、遊具への落書き、トイレ詰まり等があることから、公園を適正に維持管理するための住民意識の向上が必要です。

基本目標3 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち

安全で安心なまちづくり

- 消防団員が定数を下回っている状況であり、消防団員の人員確保に加え、機能別団員制度等導入の検討及び災害時における移動系無線や空気ボンベ等の資機材の充実に努める必要があります。
- 各自主防災組織における訓練の有無や意識の違いが大きく、今後のポストコロナへ向けた住民の防火・防災意識の醸成が必要です。
- 自治会がない地域における自主防災組織の結成は、なかなか進んでいない状況です。今後とも自主防災組織の重要性等を周知し、結成を促す必要があります。
- 自治会単位等の地区防災計画、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が必要です。
- 交通事故を誘発する危険箇所については交通事情が常に変化しているため、その都度変わることを踏まえた対応が必要です。
- 交通安全教室等への対応として、具体的な事故の状況等、広報内容の充実が必要です。

自然と共生する生活環境づくり

- 公害発生時における関係機関と連携した発生源対策の調査・指導を推進する必要があります。
- 広報や学校での環境学習等で一定の成果は出ているものの、持続可能な循環型社会の構築に向けて、3Rの更なる推進が必要です。
- 家庭ごみの有料化等によるごみ減少効果の維持、再資源化への意識の更なる向上によ

り、今後、ごみの総排出量は減少基調となると考えられますが、更にごみを減らすためには、ごみの発生抑制に関する普及、啓発を継続する必要があります。

基本目標 4 子育て・教育・交流の充実したまち

地域で子どもを育てる体制づくり

- 令和 5（2023）年 4 月 1 日からの教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律に基づき、今後、任命権者である教育委員会は、研修の受講奨励の推進を図る必要があります。
- 学校の ICT 機器の整備を通じた G I G A スクール構想の継続的な推進に努める必要があります。
- 学校・家庭における生活習慣の健全化に向けての食生活の指導、改善に努める必要があります。
- 町連携協議会における研修会等、教職員のスキルアップを図るための研修会の継続実施が必要です。
- 地域学校協働本部による地域コーディネーターを中心とした学校・家庭・地域が一体となった子どもを育てる活動の充実を図る必要があります。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を開催し、学校と地域住民が連携して学校運営に継続して取り組む必要があります。
- 地域団体の高齢化、新規加入者の減少等に対応できる地域教育力の向上が必要です。
- 青少年教育における家庭教育については、今後事業の充実が必要です。
- 放課後子ども教室については、活動の目的について学校側へ周知することによって、各小学校内の施設を使用する事への理解と協力が必要です。

多様な交流機会の創出

- 指導者の高齢化に対応した伝統文化の継承支援が必要です。
- 町の文化財専門員の不在に対応した文化遺産の適切な管理・把握への対応が必要です。
- 地域に根ざした住民レベルでの国際交流を進めていくためには、国際交流活動を推進するための人材の確保と育成が必要です。
- 学校においては外国にルーツがある児童生徒の日本語指導の実施や指導員の派遣を行うなど一定の成果をあげており、今後とも継続的な取組が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で中断している中学生の海外派遣等については、今後の協議が必要です。
- 町には、習慣や文化の違いから、ごみの分別等の日常生活上のルール、交通ルールがわからない等の外国人住民は増加傾向にあり、日本語学習環境の整備や地域住民との交流の推進が必要です。
- 新宇多津都市や古街といった場所でのイベント等についてポストコロナに対応した開催が必要です。
- 新宇多津都市の住民と県道 33 号線より南側の住民（主に古街や南部の住民）との交流が希薄であり、両地域の交流を促進させることが必要です。
- 「四国水族館」は、町の面的な中心拠点として交流人口増加に寄与しており、今後は公

園内の他施設や周辺商業施設等との連携を図り、新都市の活性化を促進して行くことが必要です。

人権尊重のまちづくり

- 人権についての広報活動については、企業の人権・同和問題の正しい理解・啓発が必要であり、研修会等の継続実施が必要です。
- 現在でも職場での男女格差の状況が見られることから、雇用条件や就労環境の改善等、企業に向けての啓発活動が必要です。
- 配偶者等からの暴力の相談業務は町相談支援センターで行っていますが、アンケート結果からは暴力を受けた人の約4割はどこにも相談していない状況であることから、それらへの対応が必要です。
- 男女共同参画の視点から町の審議会等、委員への女性参画の継続した促進が必要です。

基本目標5 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち

産業創造のまちづくり

- 町が商工会・金融機関と連携し、創業支援セミナーの開催や創業支援補助金の助成を行っていますが、後継者問題を含む企業への支援策の深度化が必要です。
- 歩いて暮らせる集約型まちづくりは難しくなっており、産業活性化の視点から公共交通なども活用したまちづくりが必要です。
- 観光振興の要である四国水族館と既存施設との連携が弱いため、四国水族館を含めたイベントの開催や、既存施設の連携を促進し、町内全域の住民や観光客の交流を図ることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や規模縮小等により町のイメージ向上と誘客ができていないことから、今後はポストコロナに対応したイベントの創出、充実を図っていくことが必要です。
- 町の情報発信については、パンフレットの設置だけでなく、インターネット等による情報発信等、ターゲットに合わせた情報提供が必要です。
- 観光振興推進のためポストコロナに対応した住民、事業者、関係団体、行政などが連携、協働した観光振興のための協力体制構築の促進が必要です。
- 昔から続くイベントにおける実施主体や協力者の高齢化を背景にした、モチベーションの維持やイベント運営を担う若い世代のイベント参加促進が必要です。
- 耕作放棄地の解消に向けた農地を借りたい人と貸したい人とのマッチングを行う農地中間管理事業における借受けを希望する者が少ないミスマッチへの対応が必要です。
- 本町漁業の実態を踏まえた養殖等、新たな漁法の導入の検討が必要です。

活力ある地域の形成

- 宿泊施設として稼働している「古街の家」に対しては、宿泊者向けの追加提案や、当施設を見学するなど、古民家を軸とした賑わい創出を改めて検討する必要があります。
- 空き家バンクについては、マッチング制度の情報発信を継続することで、所有者の意識が変わった際に受け皿となれるような体制を維持する必要があります。

- 移住・起業を要件とした空き家改修等の補助制度の活用に向けた制度周知に努める必要があります。
- 現居住者向けのリフォーム支援制度導入の検討が必要です。

基本目標6 計画推進の体制づくり

住民参画のまちづくり

- 既存のホームページ、SNS等、多様で、積極的な行政情報の発信手段を更に充実させ、閲覧者や登録者の増加を図る必要があります。
- 住民意向の反映のための住民の意見等を収集する手段としては、主に目安箱やホームページの問合せがありますが、いずれも一定程度の限界があり、気軽に意見を集約する方法の確立が必要です。
- 「こんにちは町長室」「出前座談会」については、貴重な意見を集約する場としてポストコロナに対応した積極的な周知が必要です。

効率的な行財政運営の推進

- 行政機構として現状、従来型の窓口運用を行っていますが、更なる効率化が求められており、オンライン手続等、合理的な行政運営を図っていく必要があります。
- 現在、双方向の情報共有手段として、目安箱、ホームページの問合せ等がありますが、今後、リアルタイムでの情報（写真や位置情報等も用いて）が共有できる方法の検討が必要です。
- 全国的に自治体DXが進められる中、本町でもデジタル推進室を中心に積極的なDXを進めていくことが必要です。
- オンライン手続についても、さらなる拡充とともに、住民への積極的な周知を進め、オンライン手続を浸透させていくことが必要です。
- ポストコロナへの対応として、オンラインを含めた研修受講を推進し、広い視野と自ら考え行動できる意欲を持った自立した職員の育成が必要です。
- 町税の徴収率の向上についてもDXの推進で業務の効率化を図る必要があります。
- 「受益者負担」の適正化により、税負担との公平性が確保できることが必要です。
- 自主財源の確保のためDXの推進等により税率の向上、企業誘致・企業再生等が必要です。
- 行政評価については、今後、ポストコロナに対応した外部評価の再実施が必要です。
- 中期財政計画等による持続可能で計画的な行財政運営が必要です。

第2部 基本構想

【1】基本方針の背景

第1次総合計画後期基本計画の最後の数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、住民をとりまく社会経済環境は大きく変化し、現在もその変化は続いています。

このような状況下、令和2（2020）年の国勢調査では、それまで増加を続けていた人口は減少に転じており、人口減少・少子高齢化社会への対応が求められています。

人口については、今後、増加に転じるには厳しい状況が予想されることから、町出身者のUターンや県内外からの転入者が安心して就業し、子育てできる環境づくりに対する取組が必要です。

本町は子育て世代を中心に移住・定住促進のための新婚世帯への家賃補助事業、不妊治療に関わる町独自の助成制度、出産祝金の創設、18歳以下まで医療費無償化、奨学金返済補助等の支援及び子育て支援拠点施設「南部すくすくスクエア」の開設等、これまで様々な子育て支援に取り組んできました。

町民アンケート調査によれば、人口減少に転じた中、町の重点施策として取り組んでいる子育て関連施策についての町民の位置付けは、「児童福祉」「幼児教育」はいずれも、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な施策」として位置付けられており、今後とも住民の満足度を下げない取組が求められています。

一方、町出身者のUターンや県内外からの転入者を増やすためには、安心して住める住環境の整備が不可欠です。

また、新宇多津都市の居住用地は飽和状態となっているものの、町民アンケート調査によれば、本町の土地利用の核となる市街地形成関連施策では、「市街地形成・整備」「新宇多津都市の活力ある市街地づくり」は「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高い施策」となっており、市街地整備による活性化も今後重要な取組となっています。

さらに、町出身者のUターンや県内外からの転入者を増やすためには、まちの賑わいの創出も欠かせません。

賑わいの創出については、四国水族館の集客施設としての機能強化、歴史や文化に彩られた町南部の「古街」エリアの魅力発信等の課題が考えられます。

また、上記の取組を持続可能な施策として進めていくためには、地域や住民との協働は重要な取組です。

町民アンケート調査によれば、「協働」に対する意識では、「コミュニティの育成」「協働のまちづくり」はともに、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低い施策」となっており、協働の目的やニーズを再確認する必要があります。

【2】基本理念と将来像

1 基本理念

第2次総合計画に取り組んでいくためには、本町においてはじめての人口減少という状況や短期的には新型コロナウイルス感染症への対策と社会経済環境の維持を両立させた「ウイズコロナ社会」、中長期的には新型コロナウイルス感染症をはじめとして様々な感染症との共存を前提とした社会経済環境の在り方を示す「ポストコロナ社会」を前提とした10年後の安全・安心な我が町のあるべき姿を明確にしておく必要があります。

そのため、まず、本町で手厚く取り組み、国も今後重要な取組として位置付けている子育て支援対策を引き続き、強固に進めたいと考えます。

その上で、若年層、特に新婚世帯を中心に町出身者のUターンや県内外からの転入増を図るための居住環境の整備や就労機会の創出等を改めて見直したいと考えます。

さらに、町出身者のUターンや県内外からの転入者にアピールできる「賑わいづくり」が必要であり、「近き者悦び 遠き者来たる」の考え方を踏まえ、県内外から集客できる既存・新規含めた観光施設の整備等に取り組んでいきます。また、これらの取組を確実に実行していくためには地域や住民との協働は欠かせません。

そこで、第2次総合計画における今後のまちづくりの大切な目的を示す「基本理念」として、以下の3つを示します。

【基本理念】

●宇多津の財産であり、宇多津の将来を担う人財を育てる

宇多津で生まれ、育ちそして学び、働く若者、町外で生まれても宇多津に交流・関係を持ち、宇多津に移住し、定住する人たちは、これからの宇多津の財産となり、将来を担う町民として大切に育て、見守っていきます。

●活気があり、誰でも温かく迎え入れる、住んでみたい宇多津を創る

新宇多津都市や古街等、本町の個性を形成する市街地の活性化は町の賑わいの要であり、海、山に囲まれた安全に快適に安心して暮らせる生活環境と相まって、誰でも温かく迎え入れることができる真に住んでみたくなる町の創出に努めます。

●人と人との思いやりと地域の自主・自立が宇多津の協働を形づくる

将来を担う人財を育て、真に住んでみたくなる町となるためには、地域住民の温かい思いやりが欠かせません。そのためには地域のコミュニティの醸成とみんなで自らまちづくりに関わるといった協働の精神の醸成が必要であり、そのための取組を積極的に進めます。

2 将来像

以上のような基本理念に基づき町が10年後に実現すべき姿、「将来像」を「人生120年 賑わいと思いが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ ～「近き者^{よろこ}悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～」と定めます。

将来像

人生120年 賑わいと思いが紡ぐ
日本で一番住みやすい町 うたづ

～「近き者^{よろこ}悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～

3 基本目標

本町の将来像を実現するために、前計画も踏まえ、以下の6つの「基本目標」を設定しました。

〔基本理念〕

- 宇多津の財産であり、宇多津の将来を担う人財を育てる
- 活気があり、誰でも温かく迎え入れる、住んでみたい宇多津を創る
- 人と人との思いやりと地域の自主・自立が宇多津の協働を形づくる

〔将来像〕

人生120年 賑わいと思いが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ
～「近き者^{よろこ}悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～

〔基本目標〕

基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本目標6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

6つの「基本目標」ごとの目的を達成するための施策の大綱（基本的な施策の方向性）を以下に示します。

基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり

【関連施策分野】

防災 防犯 消費者保護 交通安全 ポストコロナ社会 等

- ◆ 行政の最大の使命は、頻発する地震等の自然災害対策、住民の日常生活を脅かす多様化する犯罪への対応や交通事故等への発生抑止、新型コロナウイルス等の新しい感染症への対応等、「住民の生命と財産」を守ることです。
- ◆ 東日本大震災や熊本地震等、国内においては大雨、台風、地震による大規模な災害が発生し多くの人命や家屋等に被害が生じています。このような中、我々に影響の大きい南海トラフ巨大地震は今後30年以内の発生確率が70～80%と高まっています。
- ◆ このような大地震をはじめ、台風や集中豪雨等の自然災害に備えるため防災・減災対策の充実強化を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。
- ◆ 具体的には災害発生時の確実な情報伝達の維持、指定避難所の環境整備、災害時に自力避難が困難な高齢者・障害者に即した避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定等を踏まえた避難体制の確立、災害時での「自助」「共助」を中心とした自主防災組織の充実強化等に努めます。
- ◆ 防犯対策では、青色防犯パトロールカーや警察等との連携による夜間防犯パトロールを町内全域で実施します。併せて、防犯カメラや防犯灯の整備を推進します。
- ◆ SNS等のコミュニケーションツールの急速な普及やスマートフォン等、情報通信機器利用者の年齢層の拡大を背景にした詐欺事件や、子どもや若者が被害者となる事案への対応も学校・家庭・警察等との連携により推進します。
- ◆ 交通安全対策では、交通安全施設の点検や整備をはじめ、警察等との連携によりハード・ソフトの両面で対策を強化します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症と共存しながら、通常の世界経済活動を続ける「ポストコロナ社会」での状況を注視しつつ、必要に応じて総合的な対策を推進していきます。

基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

【関連施策分野】

保健 医療 福祉全般 社会保障 等

- ◆ 「保健」「医療」「福祉」を総合的にとらえ、住民一人一人の自立した健康づくりの支援に取り組みます。また、高齢者や障害者が生きがいや目標を持って暮らせる環境づくりやノーマライゼーションの理念に基づく地域での助け合いの強化等、全ての人に優しい健康・福祉のまちづくりを目指します。
- ◆ 予防接種事業では、新たに高校受験を控えた中学校3年生の子どもたちのインフルエンザや乳幼児を対象としたおたふくかぜのワクチン接種の助成を町独自の施策として実施しました。さらに、令和4（2022）年度から積極的勧奨を再開したHPVワクチンの接種についても引き続き推進します。
- ◆ 令和4（2022）年度から高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施していますが、医療費の高額化や完治までの本人の生活に対する不自由さが課題となっており、高齢者が要介護状態にならず健康で自立した状態を少しでも長く維持できるよう国の地域活性化起業人制度を活用し、「日本一転ばないまちづくり事業」を実施します。

基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

【関連施策分野】

子育て 幼児教育・保育 学校教育 生涯学習 人権 多文化共生 等

- ◆ こころ豊かな人づくりに向け、各世代の教育の充実や教育機関相互の連携を強化し、家庭・学校・地域のより緊密な連携を図り、子どもから高齢者までの全ての人々が自己実現できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 子育てについては、国・県の交付金を活用し、出産・子育て支援事業として、出産育児関連用品の購入費等の経済的支援を行うとともに、妊娠届時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実します。併せて、町独自の施策である出産祝金事業も引き続き実施します。
- ◆ 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくありません。経済的支援とともに、安心して出産・子育てができる環境整備等、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を実施し、少子化対策をより一層充実していきます。
- ◆ 共働き世帯のニーズが高い放課後児童クラブの直営での運営を行うとともに、民間のクラブ運営に対する補助も引き続き行います。併せて、子どもの居場所づくりや子どもの貧困対策としての「子ども食堂」の充実に努めます。

- ◆ 子育て支援・交流施設として令和4（2022）年に開館した南部すくすくスクエアに遊具を整備しました。子どもがより楽しい時間を過ごせる施設整備に引き続き取り組みます。
- ◆ 小中学校に入学する児童生徒の保護者に対する経済的支援を行う新入生制服等購入費助成事業や、大学等を卒業し町内に住所を有する方への経済的支援を行う宇多津町定住者大学等奨学金返還支援補助金事業に引き続き取り組みます。
- ◆ 学校教育では、少子高齢化と社会のグローバル化の進展という課題の中、学習指導要領の基本的な考え方を踏まえた第4次宇多津町教育連携により幼・保・小・中学校の一体的な教育の取組が図られるよう事業展開します。
- ◆ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部を通じて、学校を核とした地域との協働連携や地域に開かれた園・学校づくりを推進するとともに、地域の活性化に努めます。
- ◆ 生徒数が減少する中、国が推進する部活動の地域移行の取組については、モデル事業を通して今後の推進について検討するとともに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部での議論も進めます。
- ◆ 建築から30年以上経過している宇多津北小学校の大規模改修や社会教育施設のユープラザうたづの災害に強い施設の整備に努めます。
- ◆ 人権擁護に関しては、本町では、令和4（2022）年4月にパートナーシップ宣誓制度を導入しており、多様性への理解が進むよう啓発の充実に努めるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき「障害者差別解消法」や「LGBT理解増進法」等の理念を踏まえ、人権を尊重した住み良い社会の実現に向けた取組を推進します。
- ◆ 本町は県下でも在留外国人の割合が高く、年々その人口も増加し多国籍化していることから、在留外国人にも住みやすく暮らしやすい環境を整えるとともに、日本語教室運営補助事業等により、それぞれの文化を認め誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

【関連施策分野】

産業振興 観光振興 雇用 労働 等

- ◆ 本町の地域資源や利便性の良い立地条件を活かした観光振興と起業促進や創業支援等を通じて産業振興に取り組みます。そのうち、商工業振興では、町の商業振興の重要な手段のひとつとして、地域経済の活性化と町内在住の方々への経済的負担の軽減、消費拡大を目的にプレミアム付き商品券の発行を行います。
- ◆ 創業支援セミナーの開催や補助金の交付等により起業を志す方を引き続き支援し、さらなる商工業の振興に努めます。

- ◆ 観光振興では、「四国水族館」の集客力に期待するだけでなく、官民協働による観光施策の推進体制を強化し、町の特色や魅力の発掘、醸成に努め、さらなる知名度の向上や来町者の増加に努めます。
- ◆ 交流人口の増加を促進し、来町者の町内消費による域外からの利益流入とその域内循環の促進による経済活性化と定住人口の増加につなげ、町公式LINEアカウント等のSNSの活用により町内外への効果的な情報発信を促進します。
- ◆ ポストコロナへの対応のもと、観光起点である「うたづ海ホテル」と交流施設である「こめっせ宇多津」の2つの施設を核に古街と新宇多津都市が融合したまちづくりを進めるとともに、周辺施設との連携、「アロハナイト」や「秋の大収穫祭」等、地域活性化を目的としたイベントとの相乗効果等を通して、町全体の面的活性化を推進します。

基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

【関連施策分野】

市街地整備 移住・定住対策 都市基盤整備 脱炭素社会の実現 等

- ◆ 本町は、海、山に囲まれ、古い町並みや寺社が残る古街と新しい街が形成されている新都市があります。まちの特性を活かしながら生活基盤の充実、暮らしやすさを重視した環境づくりに向け、子どもから高齢者までが安全に快適に安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。
- ◆ 移住・定住対策では、若者を始めとした活力あるまちづくりを推進するため、引き続き新婚等世帯家賃補助制度、東京圏UJIターン移住支援制度、結婚新生活支援事業及び社宅整備支援事業を実施します。
- ◆ 空き家対策では、「町空き家等対策計画」の基本方針のもと、所有者や地域住民、民間事業者等と連携し、空き家の発生予防から利活用・除却を含めた対策を引き続き進め、空き家の価値を維持した状態での利活用を図る等、空き家の「見える化」を推進します。
- ◆ 空き家に対する固定資産税等の減免、中古住宅診断への補助、ふるさと納税としての空き家管理サービス等の付加価値について検討を進めます。
- ◆ 古民家を再生した「古街の家」、「こめっせ宇多津」、「倉の館三角邸」等を核に、古い歴史・文化の香り高く風情漂う町並みの特性を活かし、生活環境の向上を図り、住民が地域を誇りに思い、愛着の持てる住み良いまちづくりを目指します。
- ◆ 高い交通利便性やコンパクトタウン等の町の特性や魅力をSNS等で効果的に情報を発信し、人口増加に繋げていきます。
- ◆ 道路橋梁事業では、町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁長寿命化工事を進めます。
- ◆ 下水道事業では、雨水ポンプ場老朽化対策の検討等を引き続きストックマネジメント計画に基づき実施します。

- ◆ 環境保全対策としては、ポイ捨てや不法投棄については、引き続き、行政と住民、企業がより一層連携したクリーン作戦等を進めます。
- ◆ ゼロカーボンシティ実現に向けたソフト事業として町内の事業所や住民に向けた普及啓発を行い、脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。
- ◆ 再生可能エネルギーの利用を推進するため、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムの設置費用に対する補助を引き続き実施します。
- ◆ ごみのリサイクルについては、可燃ごみや不燃ごみへの資源物混入、在留外国人への分別指導、資源ごみ細分化に伴う住民への周知等に対する広報やごみパンフレットを通じた啓発を強化していきます。

基本目標6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

【関連施策分野】

協働のまちづくり コミュニティ 行財政運営 自治体DX等デジタル化等

- ◆ 少子化対策をはじめ、自治体DXの推進等による行財政運営の効率化、SDGsとの整合やLGBTQ等の多様性に満ちた社会の実現において、誰もが等しく尊重され、継続的に共生できるまちづくりを展開します。
- ◆ 住民と行政が、共通の認識を持ってまちづくりに取り組めるようコミュニティの育成、住民活動の支援に努めるとともに、地域・団体・行政との連携強化を図り協働のまちづくりを一層進めます。
- ◆ 町職員の資質向上に努め、行政サービスのさらなる充実を図ります。
- ◆ 限られた財源の中で、さまざまな施策を住民ニーズの高いものから優先順位を定め実行し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、健全な財政を維持しつつ持続可能で計画的な行政運営を行っていきます。
- ◆ 日常生活の利便性や行政の効率化につながるデジタルファーストの観点から、社会のデジタル化を加速させるため、マイナンバーカードの取得を促進します。
- ◆ デジタル推進室を中心に本町の自治体DXを推進し、AI・IoT等の先端技術やデータ活用等、デジタルの力を最大限に活かし、「デジタルファースト」、「デジタルディバイド」の観点を踏まえ住民目線の持続可能な新しいまちづくりを目指します。

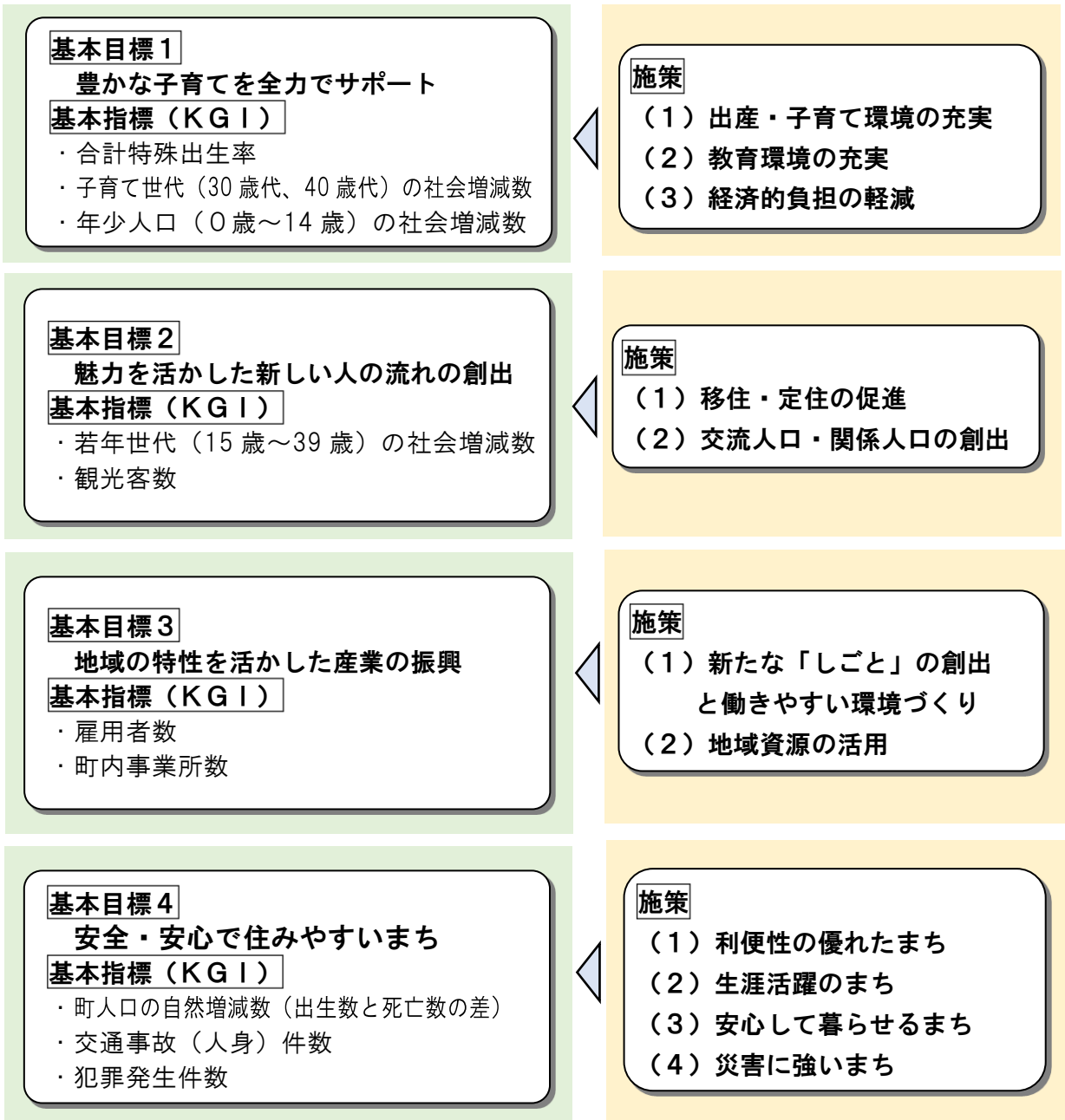
【1】第2次総合計画と総合戦略との整合

国では、東京圏への人口の過度の集中を是正するため、地方において住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持する、地方創生に資する施策を展開するための計画として、令和元（2019）年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町においても、令和3（2021）年3月に令和7（2025）年度を目標年度に「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本計画の基本目標と取組施策は以下のとおりです。

【第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標】



「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された4つの基本目標は、第2次総合計画の3つの基本理念に基づき町が10年後に実現すべき将来像、「人生120年 賑わいと思いやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ ～「近き者悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～」の重要な部分を具体的な施策として先行的に取り組んでいます。

総合戦略の「基本目標1 豊かな子育てを全力でサポート」との整合

総合戦略の「基本目標1 豊かな子育てを全力でサポート」は、第2次総合計画の「基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり」の中の、出産・子育てに関わる、ハード・ソフト両面の支援施策、経済的負担軽減への支援施策等、重要な取組を先行的に実施している部分です。

少子化対策の充実にとって、出産・子育てにおける結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援は重点的に取り組むべき施策となっています。

総合戦略の「基本目標2 魅力を活かした新しい人の流れの創出」との整合

総合戦略の「基本目標2 魅力を活かした新しい人の流れの創出」は、第2次総合計画の「基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり」の文化、交流、「基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり」の観光振興、「基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり」の移住・定住対策、市街地整備、都市基盤整備等、多岐にわたる分野で先行的に実施している部分です。

令和2（2020）年の国勢調査で人口減少に転じた本町にあっては、交流人口、関係人口の創出、拡大を通じた移住・定住問題への対応策は重点的に取り組むべき施策となっています。

総合戦略の「基本目標3 地域の特性を活かした産業の振興」との整合

総合戦略の「基本目標3 地域の特性を活かした産業の振興」は、第2次総合計画の「基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり」の産業振興、観光振興で先行的に実施している部分です。

本町の産業振興の要となる創業支援、企業誘致、女性活躍推進等は重点的に取り組むべき施策となっています。

総合戦略の「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」との整合

総合戦略の「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」は、第2次総合計画の「基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり」の感染症対策、防災・防犯・交通安全対策、「基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり」の保健、医療、「基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり」の多文化共生、「基本目標6 住民目線で

一緒に創る町民主体のまちづくり」のデジタル化の推進、コミュニティの再生等、多岐にわたる分野で先行的に実施している部分です。

中でも、感染症対策についてはポストコロナへの対応等、新しい共存の在り方を示す必要がある施策であるとともに、防災対策は減災と合わせ、これからも発生することが予想される予期せぬ大規模災害に対して重点的に取り組むべき施策となっています。

【2】アンケート調査結果等からみた重点施策

総合戦略の目的は「東京圏への人口の過度の集中を是正するため、地方において住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持する地方創生に資する施策を展開するため」であり、4つの基本目標は基本的に人口減少に歯止めをかけるための諸施策を中心に構成され、取組が行われています。

一方、総合計画は町民に対する今後のまちづくりの方向を示した最上位計画であり、町民の意向や意識を踏まえた重点施策についても検討する必要があります。

町民アンケートによれば、宇多津町の将来像については、「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」の割合が61.6%と最も高くなっています。次いで「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」（46.6%）、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」（38.7%）となっています。

このうち、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」は「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「基本目標1 豊かな子育てを全力でサポート」に、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」は、同総合戦略の「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」に該当します。

第1位の「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」は一部「健康」「医療」については「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」に含まれるものの、「福祉」については触れられてない状況です。ただ、町民の重要度、満足度からみた施策評価をみると、今後、重要な取組施策の中に「高齢者福祉」「障がい者福祉」が含まれています。

また、「地域福祉」「ひとり親福祉の充実」「コミュニティの育成」「協働のまちづくり」等は町民の重要度、満足度ともに低いものの、町民への浸透度を高めることが必要な、重要な取組施策として位置づけられています。

総合戦略で示した、交流人口、関係人口の創出、拡大を通じた移住・定住問題への対応としては、受け入れる地域や地域住民側の受け入れ体制の充実が求められます。

そのためには、全国的な時代の潮流に示した多文化共生への対応を含めた「地域共生社会の実現」を目指した、希薄化するコミュニティの再生と地域福祉の推進が重要な施策として位置づけられます。

さらに、住民が主体となって「地域共生社会の実現」等、重要な取組を進めるためには、あらゆる分野で、住民目線で町民と一緒に行政が取り組む町民主体の「協働のまちづくり」の重要性を再度認識する必要があります。

【3】重点施策の基本的方向性

以上の検討結果を踏まえて、第2次宇多津町総合計画における重点施策として、現行の「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあげられた4つの基本目標のほか、町民主体のまちづくりに欠かせない「地域共生社会の実現」を目指したコミュニティの再生と地域福祉の充実に主眼を置いた施策、住民目線、町民主体の「協働のまちづくり」の充実に主眼をおいた施策の6つを設定します。

【重点施策】

重点施策1

豊かな子育てを全力でサポート

重点施策2

魅力を活かした新しい人の流れの創出

重点施策3

地域の特性を活かした産業の振興

重点施策4

安全・安心で住みやすいまちの創出

重点施策5

コミュニティの再生と地域福祉の推進

重点施策6

住民目線、町民主体の協働のまちづくりの充実

将来像

人生120年 賑わいと思いやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ
～「近き者^{よろこ}喜び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～

重点施策

重点施策1
豊かな子育てを全力でサポート

重点施策2
魅力を活かした新しい人の流れの創出

重点施策3
地域の特性を活かした産業の振興

重点施策4
安全・安心で住みやすいまちの創出

重点施策5
コミュニティの再生と地域福祉の推進

重点施策6
住民目線、町民主体の協働のまちづくりの充実

基本目標

1 安全・安心に
暮らせるまちづくり

2 すべての人に優しい
健康・長寿のまちづくり

3 子育て・教育・文化の
充実したまちづくり

4 活気・活力・賑わいの
あるまちづくり

5 だれもが快適に
暮らせるまちづくり

6 住民目線で一緒に創る
町民主体のまちづくり

基本施策

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 消防体制の充実
- ③ 防犯体制の充実
- ④ 消費者保護体制の推進
- ⑤ 交通安全対策及び
交通利便性の推進
- ⑥ ポストコロナ社会への対応

- ① 健康づくり体制の充実
- ② 医療体制の充実
- ③ 地域福祉の推進
- ④ 高齢者福祉の充実
- ⑤ 障害者福祉の充実
- ⑥ 生活困窮者対策の推進
- ⑦ 社会保障の充実

- ① 母子保健の推進
- ② 幼児教育・保育(児童福祉)の推進
- ③ 学校教育の充実
- ④ 家庭と地域の教育力の推進
- ⑤ 青少年健全育成の推進
- ⑥ 生涯学習の充実
- ⑦ スポーツ・レクリエーションの振興
- ⑧ 文化・芸術の振興
- ⑨ 国内・国外交流の充実
- ⑩ 人権の尊重
- ⑪ 多文化共生の推進
- ⑫ 男女共同参画社会の推進

- ① 商工業の振興
- ② 農林水産業の振興
- ③ 観光の振興
- ④ 雇用の場・労働環境の充実

- ① 市街地整備(主要3地区等)
- ② 住環境(移住・定住対策)の整備
- ③ 道路整備
- ④ 下水道整備・し尿処理の充実
- ⑤ 河川・海岸整備
- ⑥ 公園・緑地整備
- ⑦ 火葬場・墓地対策の推進
- ⑧ 環境保全対策の推進
- ⑨ 循環型社会の実現

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② コミュニティの再生
- ③ 行財政運営
- ④ デジタル化の推進